

地域と学校の連携・協働

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～



文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

地域と学校の連携・協働の必要性

地域における教育力の低下

- 感染症の拡大や国際情勢の不安定化などに象徴される**将来の予測が困難な時代の到来**
- 少子化・人口減少や高齢化、DXの進展などの**社会の変化**
- 都市化や過疎化による**地域のつながりの希薄化**

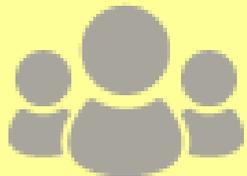
学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

- 子供たちが抱える**困難の多様化・複雑化**
- 学校における**働き方改革**のさらなる推進
- **情報化**の加速度的な進展に関する対応

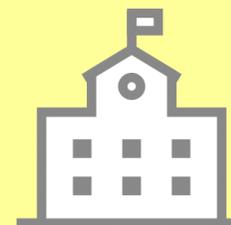
学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」

- ① 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- ② 子供たちの育成すべき**資質・能力を明確化**
- ③ **地域の人的・物的資源の活用、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開**

地域 学校



- ◆ **コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**
- ◆ **地域学校協働活動、地域学校協働本部**



地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進

【参考】教育基本法 第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協働に努めるものとする。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

教育委員会

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する**学校運営の基本方針**を承認
- **学校運営**について、教育委員会又は校長に**意見**
- **教職員の任用**に関して、教育委員会に**意見**

地域学校協働活動推進員

意見

学校運営
教職員の任用

説明

承認

説明

意見

校長等

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動

任命

(委員) 10~15人程度

- ・地域住民
- ・保護者
- ・地域学校協働活動推進員 など

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する
権限と責任は校長が有する

委嘱

情報共有

地域学校協働活動推進員 ※社会教育法第9条の7
地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

教育・体験活動プログラム等の利用者と
提供者のマッチングを行うポータルサイト
(現在構築中)の活用

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動

※社会教育法第5条

地域学校協働活動推進員

保護者

地域住民

PTA

子ども会

民生委員
児童委員

人権擁護
委員

消防団

社会教育
団体・施設

企業・NPO

文化・スポーツ
団体

地域住民等の参画を得て、
・放課後等における**学習支援・体験活動**（放
課後子供教室など）
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動
補助などの**学校における活動**
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事へ
の参画など**地域を活性化させる活動**
などを実施

※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」
を形成した地域学校協働活動を推進する体制

様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる実施する活動

学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



地域とともにある学校づくりを進める手段として、地域が「**当事者**」として学校運営に参画できる仕組み

コミュニティ・スクールでは、法律に基づき、**学校運営協議会の役割や権限が明確化**されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の**当事者**として、**自立した学校と対等な立場**で、**継続**して学校運営に関わることができる

【学校運営協議会の主な機能・権限】（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

- ① 校長が作成する**学校運営の基本的な方針を承認**する
- ② 教育委員会又は校長に対して**学校の運営に関する事項について意見を述べる**ことができる
- ③ **教職員の任用に関して**教育委員会規則に定める事項について、**任命権者に意見を述べる**ことができる



- 1 当事者性** …… 十分な権限により**当事者意識が高まり、協議が活性化（熟議）**
(協議会の決定や委員の発言に責任が伴うため、学校運営に責任を持って参画)
- 2 自立性・対等性** …… **十分な権限を持つ自立した合議体**として、効果的な学校運営に寄与
(協議会が「承認」等の権限を有するため、学校運営に多様な意見を確実に反映させることが可能)
- 3 持続性** …… 永続的かつ安定した**学校運営のための仕組みを制度的に保証**
(法律に基づく制度として、**国の財政支援等を活用**して組織的・継続的に取り組むことが可能)

コミュニティ・スクールの有用性

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化

学校の課題



「社会に開かれた教育課程」の実現

教育の目標などを学校と地域が真に共有し、連携・協働することに課題

学校における働き方改革

学校業務の精選や教師の意識改革などに課題



子供の課題



不登校対策

不登校やいじめなど、学校内外において子供が抱える問題への対応に課題



地域の課題



若者の地元定着

子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などの課題

地域防災

災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備に課題



コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

(例) 茨城県牛久市

学校運営協議会委員が**授業研究に参画**。学校理解を深め、熟議を行うことで、**社会に開かれた教育課程を実現**。教師の**授業力向上**、子供の**学力向上**にも寄与

(例) 岡山県浅口市

保護者や地域住民と**目標や課題を共有し、業務の見直しを実現**。協議を通じて**教師の意識改革**にも成果

(例) 北海道登別市

学校運営協議会の組織を生かし、**多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働**により、**チームとしての不登校対策体制**を構築

(例) 鳥取県南部町

地域の協力のもと地域の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラムを設定し、**子供たちのふるさとへの愛着や社会参画力**を育成

(例) 熊本県

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、**地域住民との合同防災訓練**など、**防災に関する事項・取組**を協議・実践

地域学校協働活動推進員とは

地域学校協働活動推進員に期待される役割

- ・地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- ・学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- ・地域ボランティアの募集・確保
- ・地域学校協働本部の事務処理・経費処理
- ・地域住民への情報提供・助言・活動促進 等

これらの全ての役割を受け持ち、資質・能力を兼ね備えている方への委嘱はもちろん、地域の中で複数の地域学校協働活動推進員を委嘱し、分担してそれぞれが得意なことを生かしながらチームで地域学校協働活動推進に取り組むことも考えられます。

地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力

- ・地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する
- ・地域学校協働活動への深い関心と理解がある
- ・地域の住民、団体、機関等の関係者を良く理解している
- ・学校の実情や教育方針への理解がある
- ・地域住民や学校、行政関係者等と協力して活動を円滑に進めることができるコミュニケーション能力があり、関係者を説得し、人を動かす力がある
- ・地域課題についての問題提起、整理、解決策の構築等を仲間と共に進めることができるファシリテート能力にたけている 等

地域学校協働活動推進員の候補となり得る人材

- ・これまでのコーディネーターやその経験者
- ・地域と学校の連携・協働に関わる活動に地域ボランティアとして活動している人
- ・PTA関係者、PTA活動の経験者
- ・退職した校長や教職員
- ・自治会、青年会等の地域関係団体の関係者
- ・地域や学校の特色や実情を理解する企業、NPO、団体等の関係者
- ・社会教育主事の有資格者 等

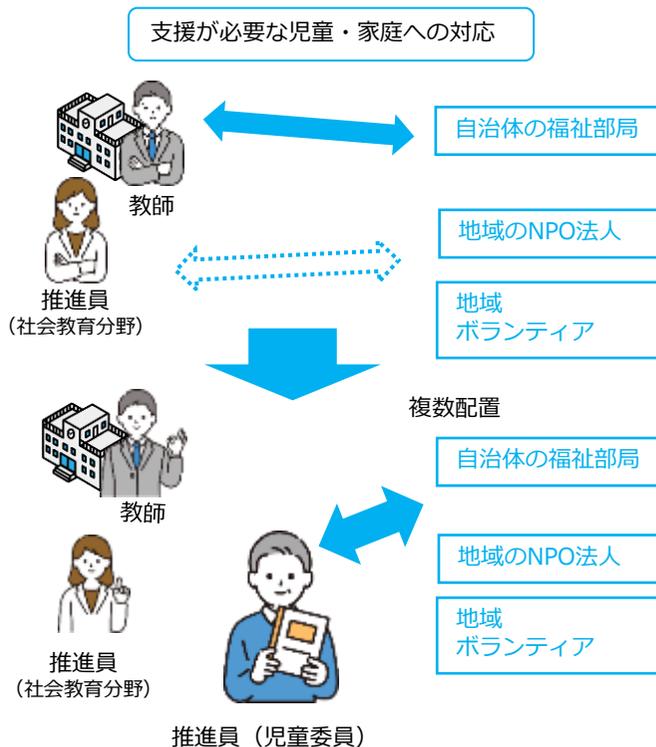
課題に対応した地域学校協働活動推進員の追加配置のイメージ

複数配置を行う

課題に対し専門的な見地から対応するため、既に配置されている推進員に加えて**当該分野の専門性をもつ推進員を複数配置**する

(例)

これまで教師が中心となり対応してきた支援が必要な児童・家庭への対応について、地域の関係団体の協力を得て対応するため、既に配置されている社会教育に通じた推進員に加えて福祉分野での知見や関係団体との繋がりをもつ児童委員を推進員として複数配置する

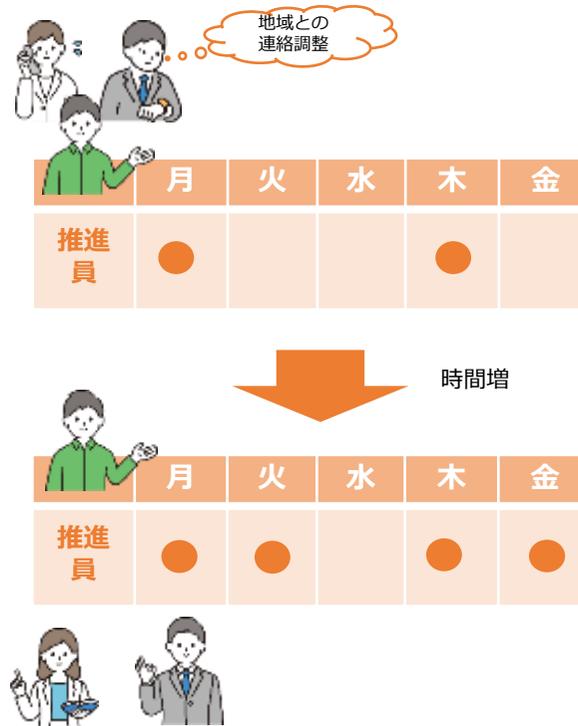


活動時間を増やす

課題に対して重点的に対応する時間を確保するため、既に配置されている推進員の**活動時間を増やす**

(例)

教師の働き方改革を推進するため、これまで教師が対応していた地域との連絡調整業務を推進員が一手に担うこととし、そのために必要となる活動時間を増やして対応する

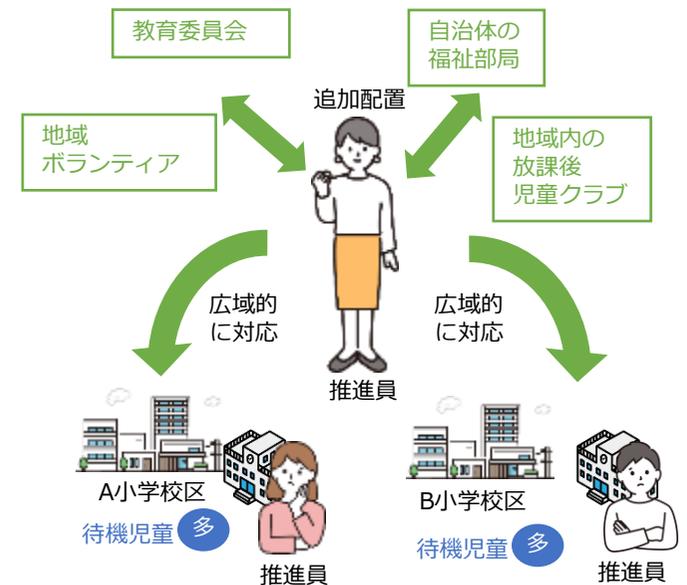


広域的に対応する

地域で共通する課題に対応するため、各学校に配置される推進員に加えて**広域的な対応を専門にする推進員を追加配置**する

(例)

待機児童が多く発生している地域において、子供の安全・安心な居場所を確保するため、各学校と放課後児童クラブなど域内の関係者や、地域ボランティアの間を広域的につなぐ推進員を配置する



令和6年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査



文部科学省ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全体的な調査を実施。令和6年度（令和6年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

公立学校の導入校数

18,135校 (52.3%) **20,153校 (58.7%)**
2,018校増 6.4ポイント増

導入自治体数

1,347自治体 (74.3%) **1,449自治体 (79.9%)**

うち、小・中・義務教育学校

16,131校 (58.3%) **17,942校 (65.3%)**
1,811校増 7.0ポイント増

40都道府県 16指定都市
1,375市区町村 18学校組合

※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

※学校運営協議会類似の仕組みを設置している学校 4,099校
(前年度から719校減)

地域学校協働本部

公立学校の整備校数

21,144校 (61.0%) **21,935校 (63.9%)**
791校増 2.9ポイント増

地域学校協働本部数

12,870本部 **13,433本部**
563本部増

うち、小・中・義務教育学校

19,812校 (71.7%) **20,460校 (74.5%)**
648校増 2.8ポイント増

※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況

コミュニティ・スクールのみ

4,527校 (13.2%)

コミュニティ・スクール・地域学校協働本部の両方

13,486校 (38.9%) **15,626校 (45.5%)**
2,140校増 6.6ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

12,886校 (46.6%) **14,817校 (53.9%)**
1,931校増 7.3ポイント増

地域学校協働本部のみ

6,310校 (18.4%)

地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーターを含む）

① 地域学校協働活動推進員等の配置人数

33,399人 **34,613人 (1,214人増)**
1,534自治体 (84.6%)

② ①のうち、地域学校協働活動推進員としての委嘱人数

13,144人 **15,230人 (2,086人増)**
852自治体 (47.0%)

③ ①のうち、学校運営協議会委員である者

11,125人 **13,583人 (2,458人増)**

②のうち、学校運営協議会委員である者

6,055人 **7,850人 (1,795人増)**

※地域学校協働活動推進員等：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

今後の方針

- 導入が進んでいない自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る

コミュニティ・スクールの導入状況 -学校数-

令和6年5月1日
時点

コミュニティ・スクールを導入している学校数：**20,153**/34,334校

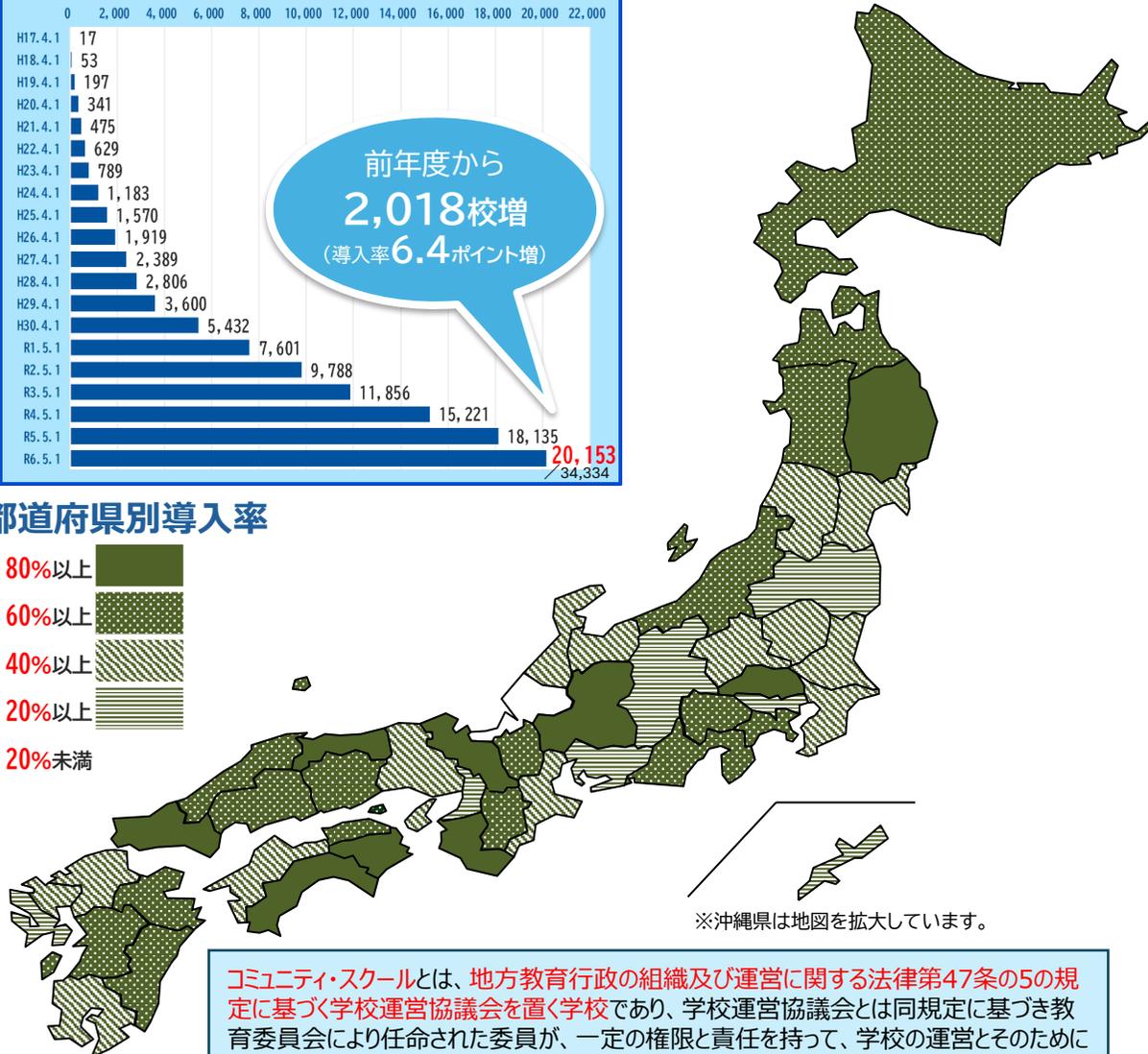
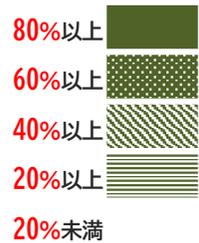
(教育委員会が学校運営協議会を設置している学校数)

全国の公立学校のうち、**58.7%**がコミュニティ・スクールを導入

全国のコミュニティ・スクールの数



都道府県別導入率

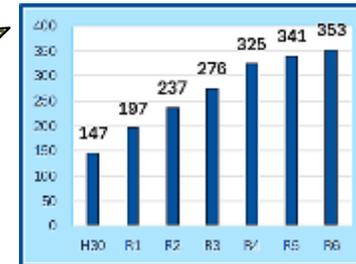


コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

校種別導入校数の推移

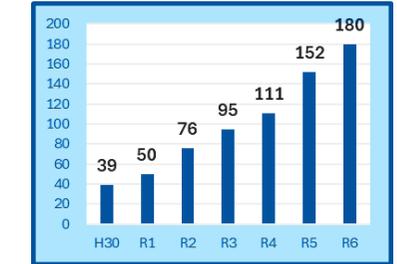
幼稚園

353/2,258園



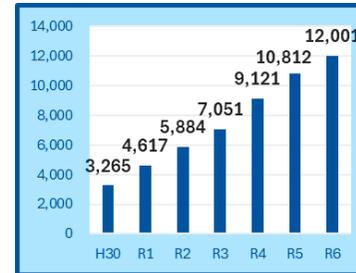
義務教育学校

180/232校



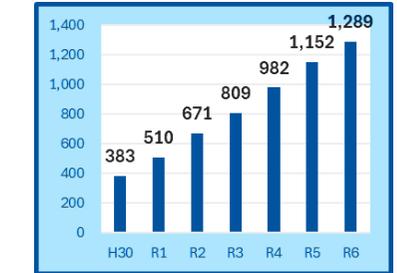
小学校

12,001/18,291校



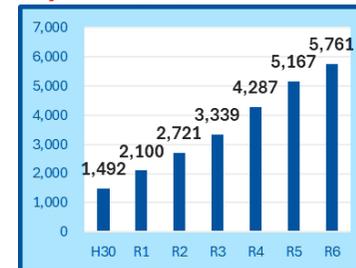
高等学校 (中等教育学校含む)

1,289/3,472校



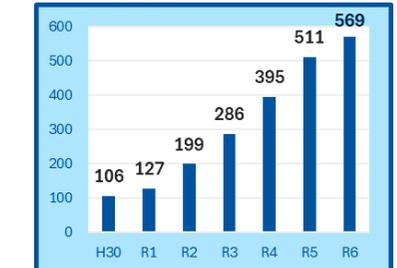
中学校

5,761/8,951校



特別支援学校

569/1,130校



コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況

令和6年5月1日
時点

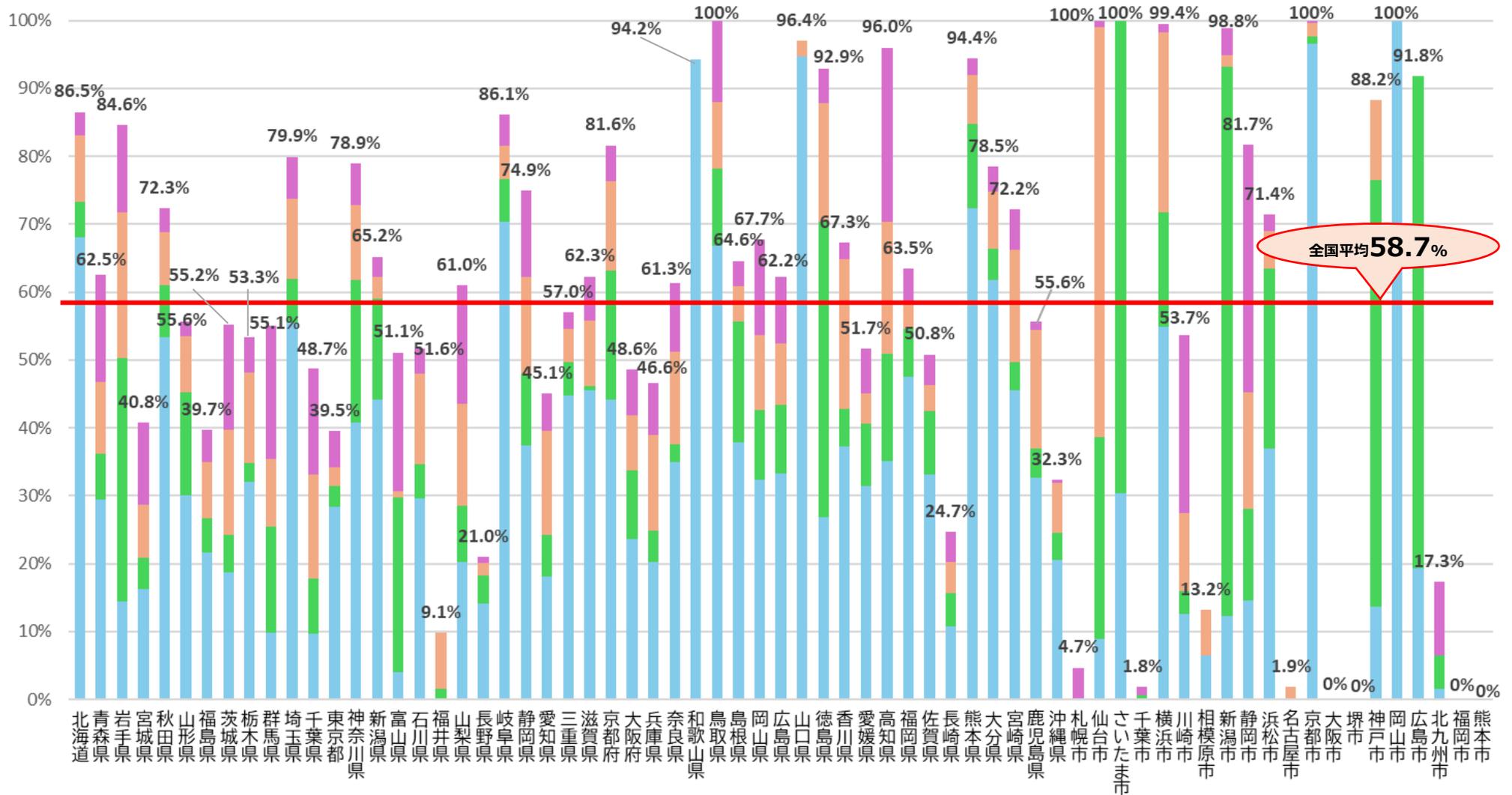
校種	学校数	コミュニティ・スクール		地域学校協働本部	
		導入校数	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	2,258園	353園	15.6%	557園	24.7%
	2,437園	341園	14.0%	510園	20.9%
小学校	18,291校	12,001校	65.6%	13,793校	75.4%
	18,437校	10,812校	58.6%	13,487校	73.2%
中学校	8,951校	5,761校	64.4%	6,481校	72.4%
	9,010校	5,167校	57.3%	6,173校	68.5%
義務教育学校	232校	180校	77.6%	186校	80.2%
	202校	152校	75.2%	152校	75.2%
高等学校	3,437校	1,281校	37.3%	652校	19.0%
	3,449校	1,144校	33.2%	581校	16.8%
中等教育学校	35校	8校	22.9%	3校	8.6%
	35校	8校	22.9%	4校	11.4%
特別支援学校	1,130校	569校	50.4%	263校	23.3%
	1,117校	511校	45.7%	237校	21.2%
合計	34,334校	20,153校	58.7%	21,935校	63.9%
	34,687校	18,135校	52.3%	21,144校	61.0%

※下段は令和5年度の結果

コミュニティ・スクールの導入率（令和3年度以降の推移）

各年度とも
5月1日時点

都道府県・指定都市別/全学校種



全国平均 58.7%

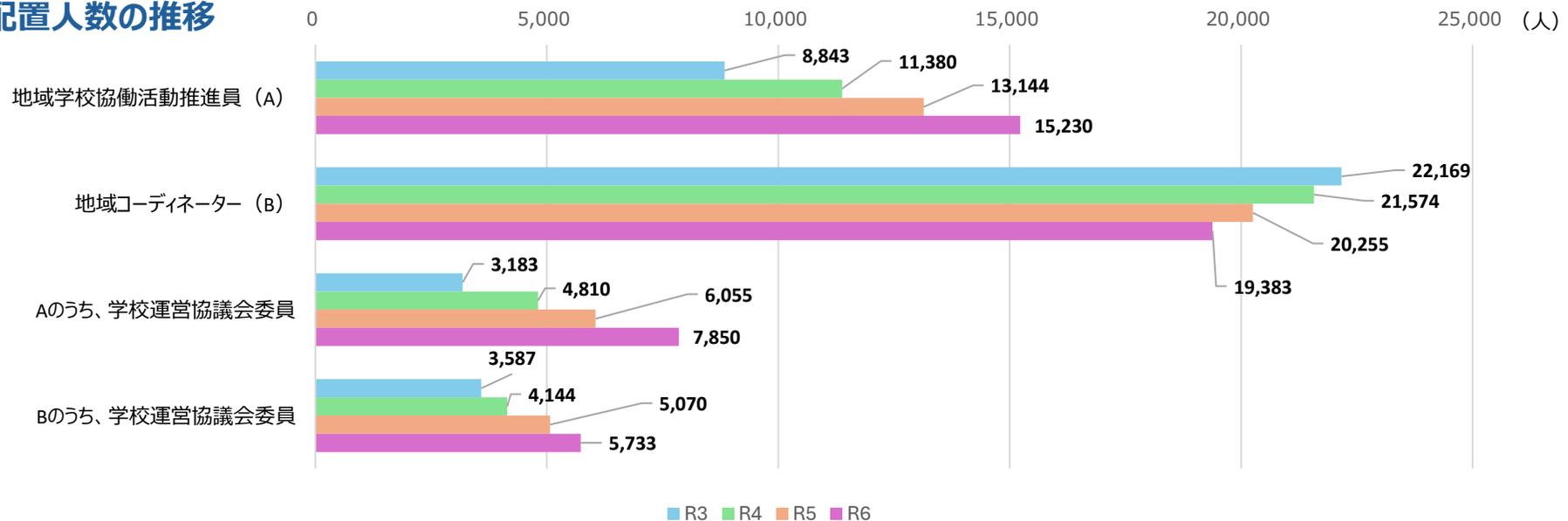
■ R3 ■ R4 ■ R5 ■ R6

※ 統廃合等に伴い導入率が下がった自治体については、当該推移を網掛けで表示している。



	地域学校協働活動推進員	地域コーディネーター
配置数	15,230 人（前年度から2,086人増）	19,383 人（前年度から872人減）
うち、学校運営協議会の委員	7,850 人（前年度から1,795人増）	5,733 人（前年度から663人増）

配置人数の推移



地域学校協働活動推進員

地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者で、社会教育法第9条の7の規定に基づき教育委員会が委嘱した者。

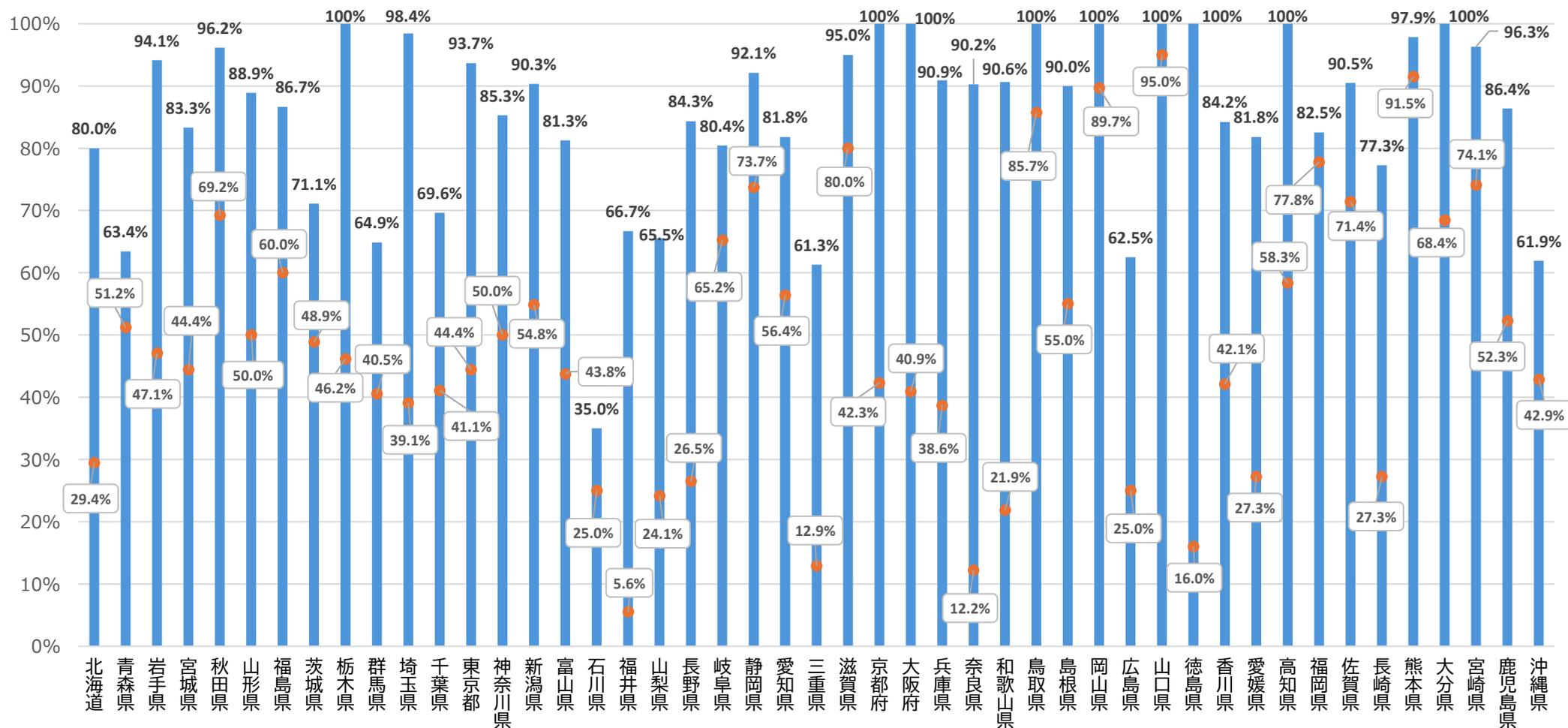
地域コーディネーター

社会教育法に基づく地域学校協働活動推進員として委嘱されていないが、地域学校協働活動推進員と同等の役割を果たす者。

※ 地域学校協働活動推進員の配置状況については、令和4年度調査までは、当該年の5月1日時点における年度内の予定を含めた状況について回答を求めていたが、令和5年度調査より当該年の5月1日の状況について回答を求めている。

都道府県（指定都市含む）/全学校種

地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターが配置されている（1人以上いる）自治体の割合と、このうち教育委員会が社会教育法に基づく地域学校協働活動推進員として委嘱する者が配置されている自治体の割合



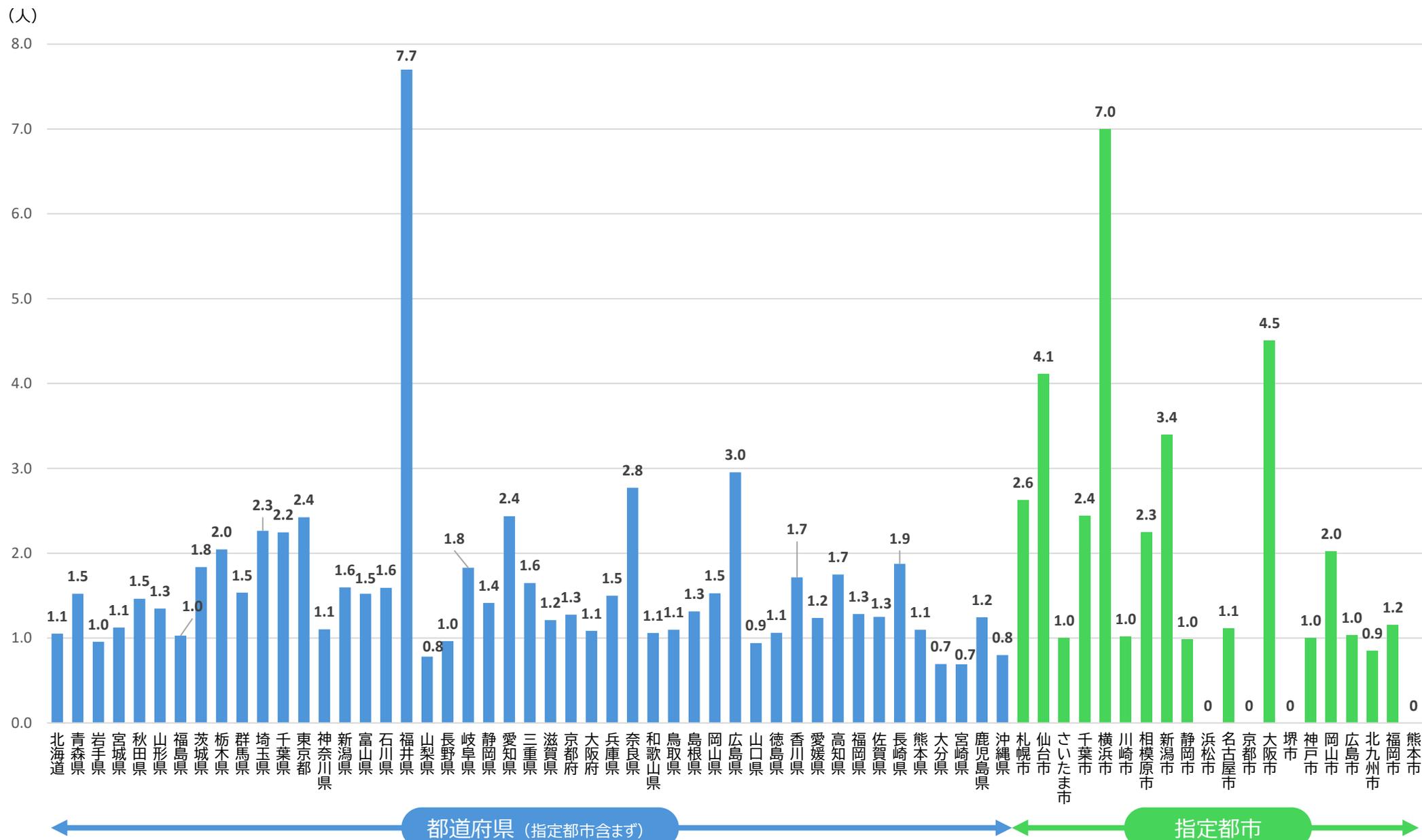
■ 地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター問わず配置している自治体の割合

● 地域学校協働活動推進員として委嘱する者を配置している自治体の割合

地域学校協働活動推進員等の配置状況 1校当たりの配置人数

令和6年5月1日
時点

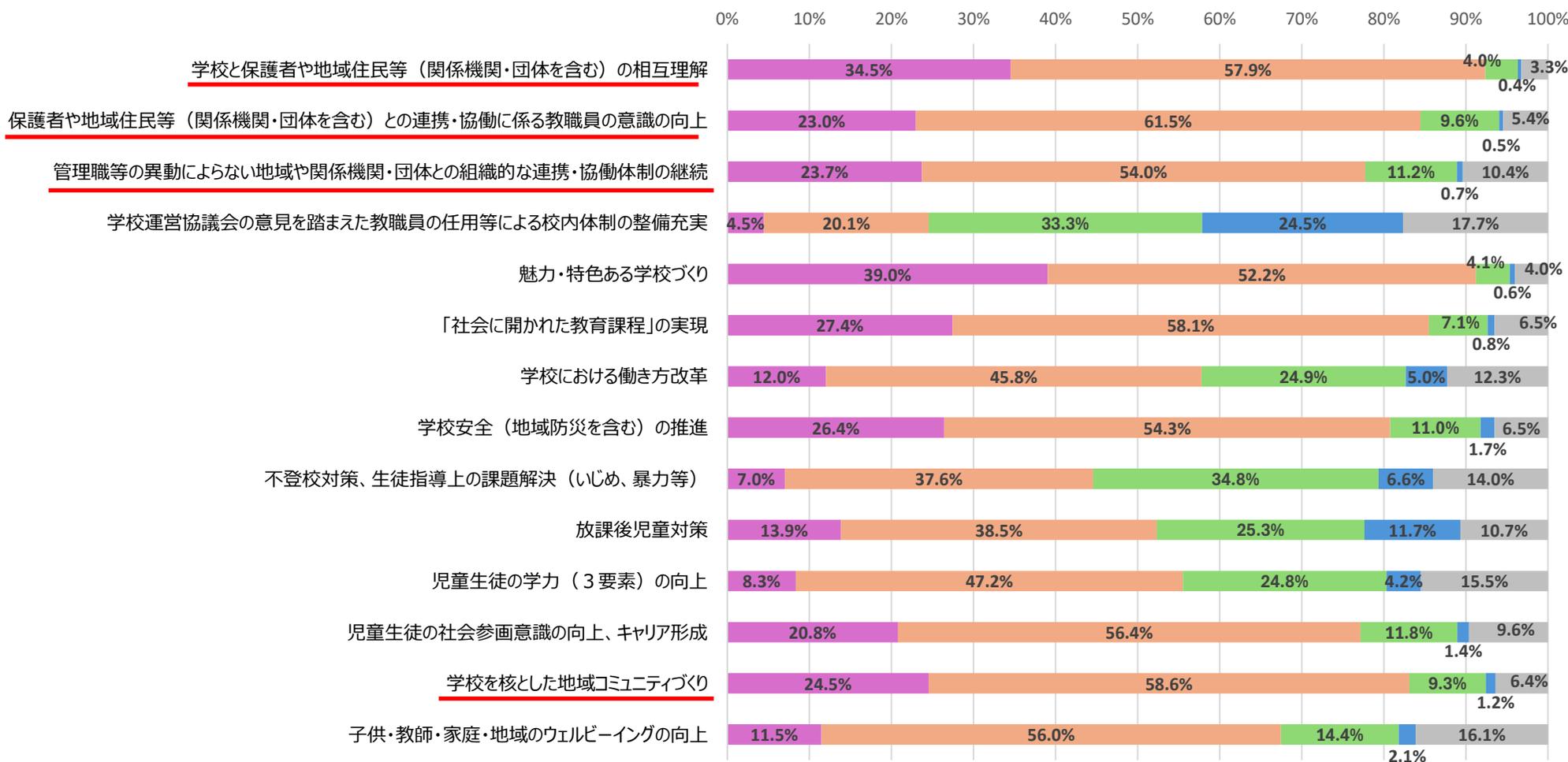
都道府県・指定都市別/全学校種



※ 令和5年度調査では、配置人数を全学校数で割って算出していたが、令和6年度調査では、地域学校協働活動推進員等の活動対象になっている学校数で割って算出している。

- 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、学校や地域の課題について、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の仕組みを活用して、取組が進んだ／成果が上がったと考えるかどうか、成果実感を調査。
- 『学校と保護者や地域住民等の相互理解』、『魅力・特色ある学校づくり』においては、90%以上の教育委員会が「当てはまる」又は「やや当てはまる」と回答した。

(n=1,414)



■ 当てはまる ■ やや当てはまる ■ あまり当てはまらない ■ 当てはまらない ■ 分からない

コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る協力団体等リスト

コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した関係団体・関係者との更なる連携促進、互恵的関係の構築・深化に向けて広く周知を図ることができるよう、趣旨に賛同・協力いただける関係団体等のリストを作成。

掲載団体（令和6年11月時点）

本体はこちら →



《教育分野》

- 全国コミュニティ・スクール連絡協議会
（コミュニティ・スクールの推進に関する情報交換、普及啓発等）
- 公益社団法人日本PTA全国協議会
- 一般社団法人全国高等学校PTA連合会
（PTA活動に関する研修・広報活動、子供たちの健全育成等）
- 公益社団法人全国子ども会連合会
（子ども会活動の推進、指導者の養成・研修等）
- 公益社団法人全国公民館連合会
（公民館の普及促進、調査研究等）
- 全国私立大学教職課程協会
- 日本教育大学協会
- 日本教職大学院協会
（教師教育・教員養成に関する調査研究・情報発信等）
- 全国都道府県教育委員会連合会
- 全国市町村教育委員会連合会
- 指定都市教育委員会協議会
- 全国都市教育長協議会
- 中核市教育長会
- 全国町村教育長会
（教育委員会相互の情報共有、教育行政に関する調査研究等）
- 全国国公立幼稚園・こども園長会
（幼児期の教育の発展・振興、保幼小の連携推進）
- 全日本中学校長会
（中学校教育の振興等）
- 全国連合退職校長会
（教育の振興、地域の教育・文化の向上等）
- 全国公立小中学校事務職員研究会
（学校事務の研究、事務職員の資質向上、教育環境の整備等）
- 全日本教職員連盟
（教職員の研修、地域・家庭における教育の充実に向けた取組等）

- 公益社団法人日本教育会
- 日本連合教育会
- 一般社団法人全国教育問題協議会
（教育に関する調査研究・普及活動等）
- 公益財団法人日本学校保健会
（子供の現代的健康課題に対応するための学校保健の振興等）
- 公益財団法人産業教育振興中央会
- 全国産業教育振興会連絡協議会
（産業教育の振興）
- 全国専修学校各種学校総連合会
（専修学校・各種学校における職業教育の振興、中高との連携推進）

《スポーツ・文化分野》

- 公益財団法人日本スポーツ協会
（スポーツ指導者・スポーツ少年団の育成、生涯スポーツの普及等）
- 公益財団法人運動器の健康・日本協会
（運動器の健康増進、疾患・障害の予防に関わる教育・啓発等）
- 特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟
（ラジオ体操・みんなの体操の普及等）
- 一般社団法人和食文化国民会議
（無形文化遺産「和食」の適切な保護・継承）

《防災・安全分野》

- 公益財団法人全国防犯協会連合会
（防犯思想・知識の普及、薬物乱用防止等）
- 一般財団法人全日本交通安全協会
（交通安全に関する普及啓発等）
- 消防団
（防火指導、応急手当の普及活動、防災意識の向上等）
- 公益社団法人隊友会
（防衛・防災関連施策への協力等）

《金融分野》

- 一般社団法人全国銀行協会
- 一般社団法人信託協会
- 一般社団法人全国地方銀行協会
- 一般社団法人第二地方銀行協会
- 一般社団法人全国信用金庫協会
- 一般社団法人全国信用組合中央協会
- 一般社団法人生命保険協会
- 一般社団法人日本損害保険協会
- 日本FP協会
(金融に関する普及啓発・リテラシー向上等)

《児童福祉分野》

- 一般財団法人児童健全育成推進財団
(児童館の活動支援、児童福祉に関する調査研究等)
- 全国学童保育連絡協議会
(学童保育に関する調査研究、指導員の研修活動等)
- 一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会
(ひとり親家庭・寡婦の福祉に関する啓発・広報等)
- 全国保育協議会
- 公益社団法人全国私立保育連盟
- 社会福祉法人日本保育協会
(保育・児童福祉の向上等)

《人権分野》

- 更生保護法人全国保護司連盟
(保護観察対象者の指導・支援、犯罪予防活動等)
- 全国人権擁護委員連合会
(人権に関する相談対応、人権啓発等)

《国際協力分野》

- 公益社団法人青年海外協力協会
(グローバル人材の育成、地域の国際化支援等)

《社会福祉・労働分野》

- 一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会
(多世代と交流しながら健康な生活を送る地域づくりへの支援)
- 全国食生活改善推進員協議会 (一般財団法人日本食生活協会)
(食育の推進・運動習慣の定着等)
- 全国社会福祉協議会
(福祉人材の育成・研修、ボランティア・福祉教育の推進等)
- 全国民生委員児童委員連合会
(生活上の様々な相談支援を行う民生委員・児童委員活動の推進)
- 公益財団法人日本知的障害者福祉協会
(知的障害者の支援、知的障害福祉の普及啓発等)
- 全国老人クラブ連合会
(子供の見守り、清掃・緑化、伝承・多世代交流等の活動推進)
- 一般財団法人ACCN
(キャリアコンサルタントによるキャリア教育の推進等)

《農林水産分野》

- JAグループ (一般社団法人全国農業協同組合中央会)
- 全国森林組合連合会
- 全国漁業協同組合連合会
(農林水産分野における体験機会の提供等)

《経済分野》

- 公益社団法人経済同友会
- 日本商工会議所
- 全国中小企業団体中央会
- 全国商工会連合会
(経済界との連携・交流、地域経済の活性化等)

《自動車整備分野》

- 自動車整備人材確保・育成推進協議会
(自動車整備に携わる人材の確保・育成等)

《海事分野》

- 海事産業人材確保・育成推進協議会
(海事産業に携わる人材の確保・育成等)

(参考) 「学校・教師が担う業務の3分類」に基づき協力が可能と考えられる事項

- 本年5月の中教審特別部会「審議のまとめ」では、学校における働き方改革の更なる加速化に向け、学校・教師が担う業務の適正化を一層推進するとともに、働き方改革の実効性を向上するためには保護者、地域住民等の理解・協力・連携が不可欠であるとされている。
- こうした動向を踏まえ、「学校・教師が担う業務の3分類」(※)に基づく取組毎に、一般的に協力が可能と考えられる協力団体等を整理。

※学校における働き方改革の推進のため、学校・教師が担う業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理している。「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31(2019)年1月25日中央教育審議会)において提言されたもの。

登下校に関する対応

公益社団法人日本PTA全国協議会、**一般社団法人全国高等学校PTA連合会**、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、**公益財団法人全国防犯協会連合会**、**一般財団法人全日本交通安全協会**、**一般社団法人全国信用組合中央協会**、**一般財団法人児童健全育成推進財団**、**更生保護法人全国保護司連盟**、**全国民生委員児童委員連合会**、**公益財団法人日本知的障害者福祉協会**、**全国老人クラブ連合会**

放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応

公益社団法人日本PTA全国協議会、**一般社団法人全国高等学校PTA連合会**、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、**公益財団法人全国防犯協会連合会**、**全国民生委員児童委員連合会**

児童生徒の休み時間における対応

公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、**全国老人クラブ連合会**

校内清掃

公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会

部活動

一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、**公益社団法人全国公民館連合会**、**公益財団法人日本スポーツ協会**、**公益財団法人運動器の健康・日本協会**、**公益社団法人隊友会**

給食時の対応

公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、**一般社団法人和食文化国民会議**、**全国食生活改善推進員協議会**(**一般財団法人日本食生活協会**)

学校行事の準備・運営

公益社団法人日本PTA全国協議会、**一般社団法人全国高等学校PTA連合会**、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、**公益社団法人全国公民館連合会**、**一般社団法人全国私立大学教職課程協会**、**全国専修学校各種学校総連合会**、**公益財団法人運動器の健康・日本協会**、**特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟**、**一般社団法人和食文化国民会議**、**一般財団法人全日本交通安全協会**、**消防団**、**公益社団法人隊友会**、**全国学童保育連絡協議会**、**全国社会福祉協議会**、**全国老人クラブ連合会**、**全国森林組合連合会**、**日本商工会議所**、**自動車整備人材確保・育成推進協議会**、**海事産業人材確保・育成推進協議会**

進路指導

一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、**公益社団法人全国公民館連合会**、**一般社団法人全国信用組合中央協会**、**公益財団法人日本知的障害者福祉協会**、**一般財団法人ACCN**、**全国森林組合連合会**、**日本商工会議所**、**自動車整備人材確保・育成推進協議会**、**海事産業人材確保・育成推進協議会**

支援が必要な児童生徒・家庭への対応

公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、**一般財団法人児童健全育成推進財団**、**全国学童保育連絡協議会**、**一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会**、**更生保護法人全国保護司連盟**、**全国人権擁護委員連合会**、**全国社会福祉協議会**、**全国民生委員児童委員連合会**、**公益財団法人日本知的障害者福祉協会**

児童委員

- 厚生労働大臣が委嘱する民生委員（特別職の地方公務員（無報酬）が兼任）（225,356人：令和4年12月1日現在）
- 地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談支援等を実施
- 一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている（20,947人：令和4年12月1日現在）

児童委員の活動

1 実情の把握と記録（1）地域の実情の一般的把握（2）具体的問題の把握（3）記録とその活用

2 相談・支援

- （1）手当等の受給、貸付金の借受に関する事実確認と支援
- （2）保護を必要とする児童等に対する助言、支援
- （3）委託による指導
- （4）施設に入所中の児童の家族等及び施設から退所した児童等に対する支援
- （5）里親の開拓への協力
- （6）妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言

3 児童の健全育成のための地域活動

- （1）児童の健全育成のための地域活動の促進
- （2）母子保健組織の育成等
- （3）児童福祉文化財の健全化と地域環境の浄化
- （4）施設の設置及び児童の居場所の確保の促進等
- （5）事故等の防止
- （6）児童の非行防止

4 児童虐待への取り組み

- （1）発生防止（2）早期発見・早期対応（3）再発防止（4）児童虐待防止ネットワークへの参画

5 意見具申

- （1）市町村長等から意見を求められた場合の意見具申（2）自発的な意見具申

6 連絡通達 要保護児童等を発見したときは、市区町村等適切な関係機関に連絡通報

<活動事例>

- 登下校時の見守り



- 放課後子供教室の支援



児童委員・主任児童委員活動事例
（厚生労働省 雇用均等・児童家庭局育成環境課/
平成21年2月）より

人権擁護委員

- 国民の基本的な人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱されて活動する、民間のボランティア。現在、全国約14,000名の人権擁護委員が地域において活動。

人権擁護委員の活動

1 人権相談

面談、電話、インターネット（SNSを含む）、手紙により人権に関する相談に対応
また、市町村役場、デパート、社会福祉施設などにおいて随時特設相談所を開設

2 調査救済

「人権を侵害された」という被害者からの申告などを受け、法務局職員と協力して調査
人権相談から救済手続を開始する場合もある。

3 人権啓発

お互いの人権を尊重し合うことの大切さを伝えるために、様々な活動を実施
（人権教室、人権の花運動、街頭啓発活動など）

※人権擁護委員の活動に関するお問合せは、お近くの法務局・地方法務局まで
→ 連絡先：

<https://www.moj.go.jp/content/001393227.pdf>

<活動事例>

① 人権の花運動

- ・主に小学生を対象に、花の種子や球根をこどもたちが協力して育てるを通じ、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的に、昭和57年度から実施（令和4年度は、約42万人が参加）



② 人権教室

- ・小中学生等を中心に、いじめ等のこどもの人権問題について考えてもらうため、人権擁護委員が中心となって人権教室を実施（令和4年度は、約83万人を対象に実施）
- ・他機関・民間団体等と連携した人権教室の実施
- ・人種、障害の有無などの違いを理解し、認め合うことの重要性を認識してもらうため、様々な民間団体等と連携・協力した車椅子体験や障害者スポーツ体験などの体験型の人権教室
- ・SNSを使用したいじめなど、インターネット上の人権侵害に対応するため、携帯電話会社が実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室



③ 全国中学生人権作文コンテスト

- ・中学生を対象に、人権問題についての作文を書くことを通じて、人権についての理解を深めることを目的として、昭和56年度から実施（令和4年度は、約77万人が参加）
- ・入賞作品を掲載した作文集を刊行、入賞作品を題材とした啓発動画も配信

※①～③の教材等は、人権擁護委員が用意するので、学校の経費負担は生じません。

消防団

- 消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担う、非常勤特別職の地方公務員。団員数は、全国で78万3,578人（令和4年4月1日現在）。

消防団の活動

平常時の活動

①防火指導・啓発活動・高齢者訪問

各家庭に訪問し、防火指導をしたり、防火設備が整っているかなどを点検したりといった啓蒙活動。高齢者の変わった様子がないかを確認したり、実際の災害時に援護が必要な方を把握したりする役割もある。

②応急手当の普及活動

地域で応急手当やAEDの使い方などを指導する講習会などを実施。ケガをした時の包帯の巻き方、急な疾病で倒れた人への対応等、素早く対応できる知識や技術を習得し、指導している。

③広報活動

広報活動を通じて、地域の防災意識の向上を目指している。

災害時の活動

①消火活動

火災が起こった際、自宅や職場から現場へ駆けつけ、初期消火や消防隊員の後方支援などを行う。

②救助活動

地震や風水害などの自然災害が発生した場合は、的確かつ迅速に救助資機材を活用して救助・救出を行う。

<活動事例>

● 防災啓発活動や防災訓練への協力

【事業内容】

熊本県荒尾市では、コミュニティスクールにおいて実施する防災啓発活動や防災訓練に対し、消防団や自主防災組織等が協力。（R4年度に「消防団の力向上モデル事業」を活用）

【事業成果】

防災の授業に消防団員が入り、指導や説明を行ったことにより、将来消防団員になりたいという児童も現れるなど、児童と消防団員の距離感が縮まった。地域においても、小中学校を中心に消防団等が防災活動を行ったことで、地域で連携して防災活動を行う体制が構築された。



消防団員による説明の様子

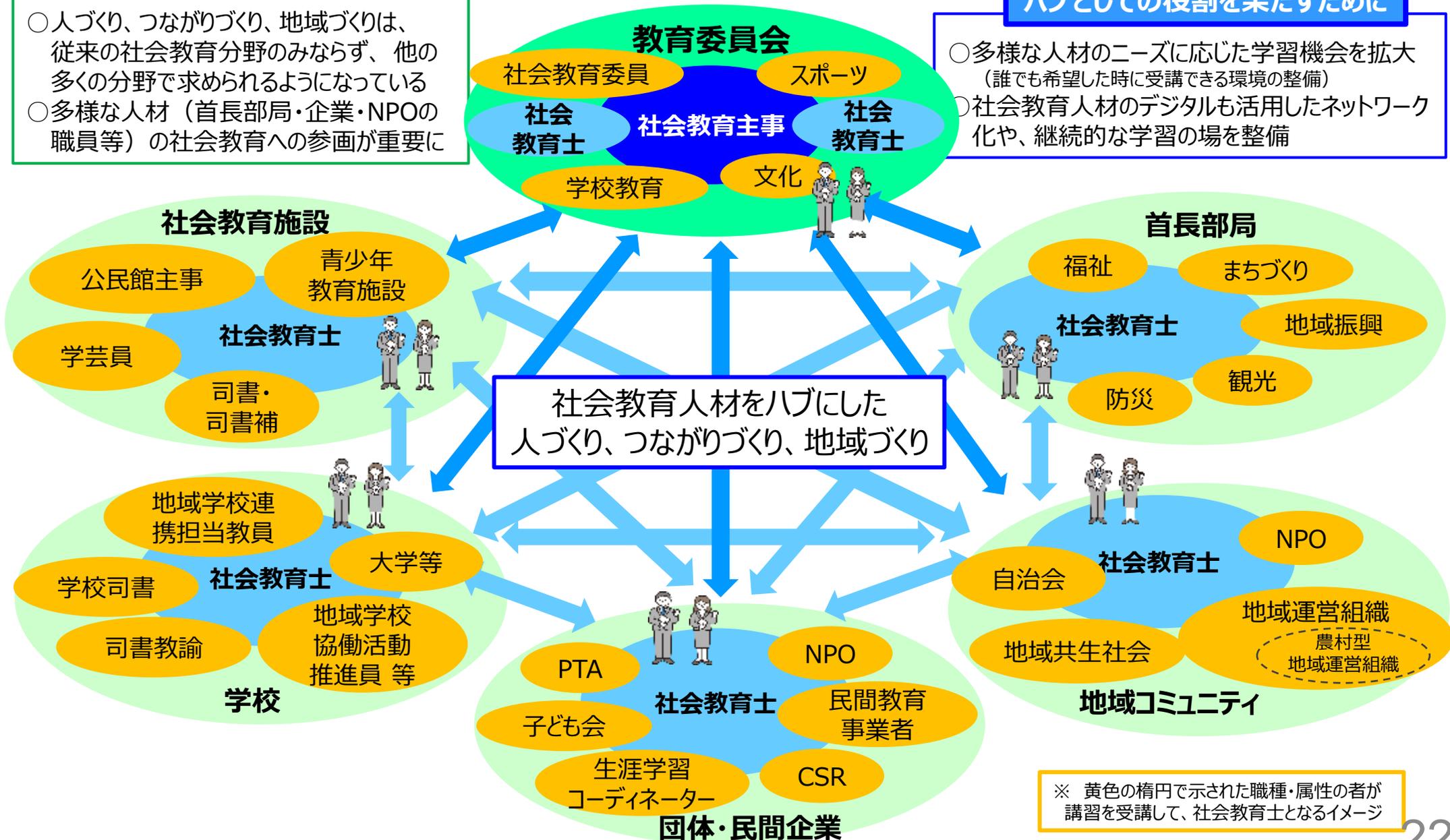
社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割

社会教育の裾野の広がり

- 人づくり、つながりづくり、地域づくりは、従来の社会教育分野のみならず、他の多くの分野で求められるようになってきている
- 多様な人材（首長部局・企業・NPOの職員等）の社会教育への参画が重要に

社会教育人材がハブとしての役割を果たすために

- 多様な人材のニーズに応じた学習機会を拡大（誰でも希望した時に受講できる環境の整備）
- 社会教育人材のデジタルも活用したネットワーク化や、継続的な学習の場を整備

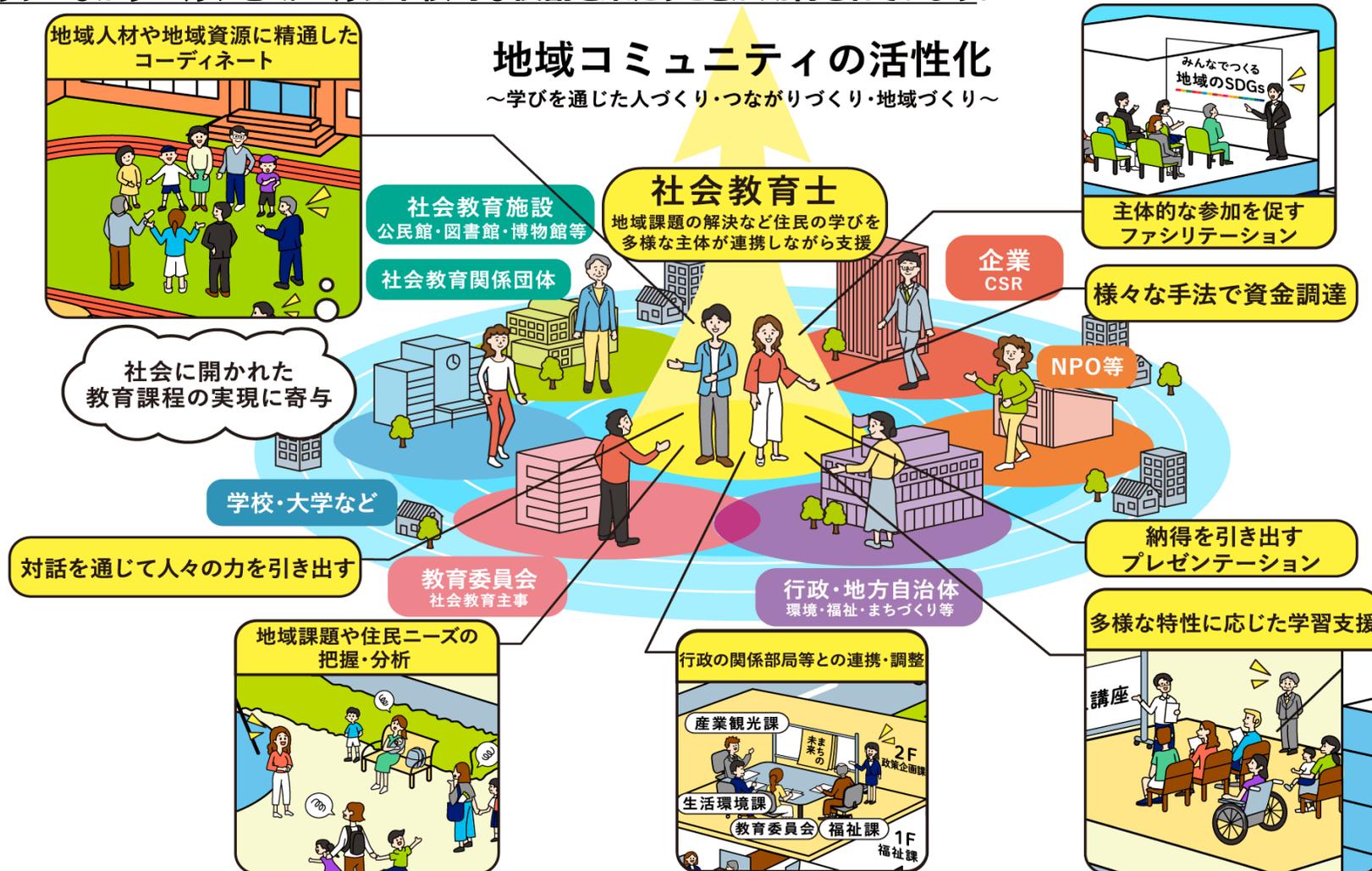


※ 黄色の楕円で示された職種・属性の者が講習を受講して、社会教育士となるイメージ

社会教育士に期待される役割（イメージ図）

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

- | | |
|---------|---|
| 第8条第3項 | 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。 |
| 第11条第3項 | 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。 |

これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	1,382人	4,820人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,139人	2,227人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	2,521人	7,047人

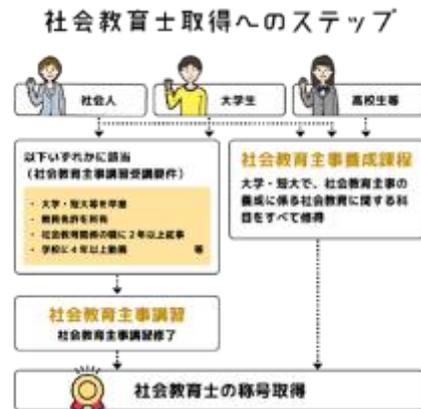
社会教育士制度の広報活動 ～多様な広報ツールを活用～

令和2年度から新たに始まった「社会教育士」への社会的な関心を高め、多様な場で活用されるようになることを目指し、様々な分野の社会教育士の活躍を特設サイトやPR動画等で紹介しています。

1. 社会教育士特設サイト

社会教育士への社会的な関心を高め、今後、多様な場で活用されるようになることを目指し、令和3年2月に特設サイトを開設しています。

特設サイトではマンガやイラストを使って社会教育士の専門性などを分かりやすく説明しています。



2. 社会教育士PR動画

福祉・防災・観光・多文化共生など様々な分野で活躍する社会教育士のPR動画を公開しています。



3. 社会教育士note

社会教育士の活躍紹介を中心に、全国の社会教育現場や社会教育に関わる人など、社会教育について様々な角度からお届けする社会教育士noteを令和3年4月に開設し、定期的に更新。

現在、フォロワー数 800人。

社会教育士の活躍事例はnoteで絶賛更新中!



4. 俳優・タレントの村井美樹さんを応援大使に任命

社会教育士制度をより多くの人に知っていただき、広く活用していただくため、令和3年8月19日(木)、俳優・タレントの村井美樹さんを社会教育士応援大使(※令和5年4月1日からは「社会教育応援大使」に名称変更)に任命しました。

村井美樹さん プロフィール

俳優・タレント 出身地・京都府 早稲田大学教育学部を卒業。テレビ番組のコメンテーターやレポーター、また、クイズ番組や漢字に強い高学歴知性派タレントとして活躍。鉄道ファン・歴史好きで旅番組や歴史番組にも多数出演。社会教育主事養成課程の修了者。学芸員有資格者。





社会教育士
知っていますか？

社会教育士

つながりづくり・地域づくりに
社会教育士が必要です



社会教育士note

随時更新中

全国 約7,000人の
「社会教育士」が活躍中

目指せ
フォロワー数
2,000人

令和2年度から開始した
「社会教育士制度」

文部科学省では
「社会教育士」の活躍紹介を中心に
『社会教育』について様々な角度から
お届けしております！



參考資料

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和7年度要求・要望額
(前年度予算額)

76億円
71億円



文部科学省

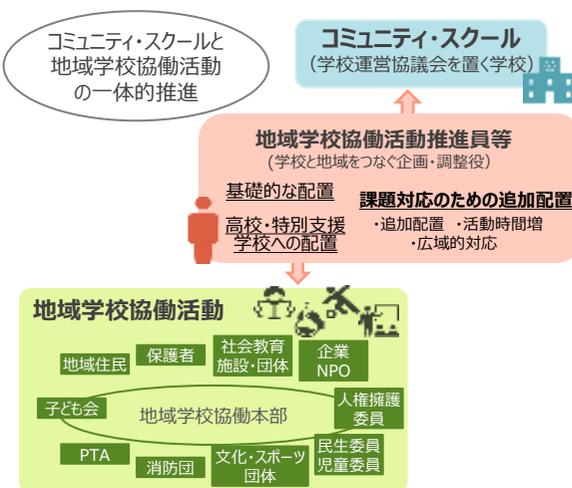
現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- **コミュニティ・スクール**（※）と社会教育活動である**地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**
 - ※コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R5時点:18,135校、52.3%）
- 放課後児童対策の一層の強化に向け、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべきものとして策定した「**放課後児童対策パッケージ**」（R5.12）に基づく**取組を推進**（地域学校協働活動の一環としての放課後子供教室と放課後児童クラブの連携促進等）

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

事業実施期間	平成27年度～
交付先	都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



経済財政運営と改革の基本方針2024

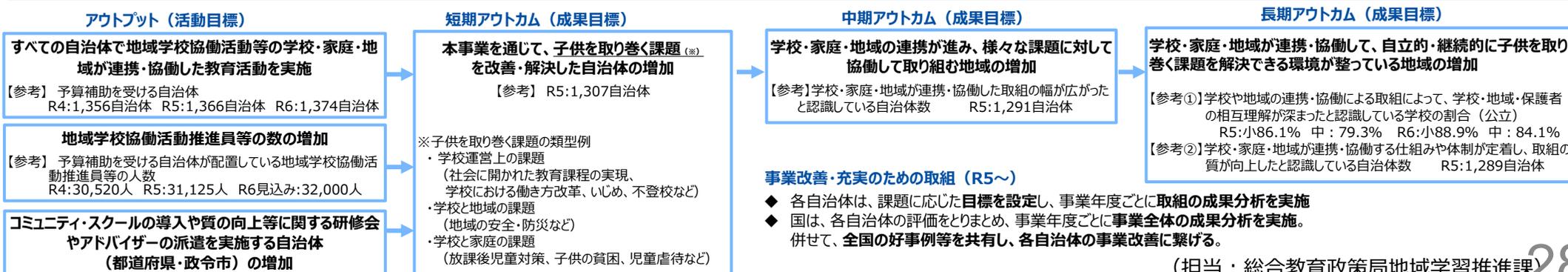
(令和6年6月21日閣議決定)

- 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～
3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題
 - (3) 公教育の再生・研究活動の推進
(質の高い公教育の再生)
学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、チーム学校との考えの下、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を**加速する**とともに、
(略) 豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動・読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進する（略）。

具体的な取組

- ▶ **コーディネート機能の強化**
 - 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
 - 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題に対応した推進員等の追加配置**を推進
 - **推進員等の処遇改善**（謝金単価の引上げ）
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
 - **学校における働き方改革に資する取組、放課後等における学習支援や体験・交流活動**等を支援
 - 放課後子供教室新規開設時の備品整備を支援
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の構築・強化**
 - 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する研修の充実

ロジックモデル



【事例】地域との連携・協働による不登校対応あさくち よりしま（岡山県浅口市立寄島小学校）

岡山県浅口市立寄島小学校では、主任児童委員が地域学校協働活動推進員・学校運営協議会委員として児童、保護者、教職員と強い信頼関係を構築し、円滑な情報共有等を行うことで不登校児童への支援や不登校の未然防止に繋げている。

取組に至った背景

- ◆ 基本的な生活習慣に課題がある児童、不登校傾向の児童が増加。
- ◆ 人口減少、少子高齢化が進み、人間関係の希薄化や地域の教育力の低下が地域の喫緊の課題。
- ➔ 学校・地域・家庭が連携して、子供の成長を支えていく必要。

取組のポイント

- ◆ 地域社会の見守り役として、子供や家庭の悩みや問題の情報収集、訪問活動、学校と専門機関への橋渡し・連絡調整等の役割を担う**主任児童委員**を地域学校協働活動推進員として委嘱するとともに、学校運営協議会委員として任命。
- ◆ **学校運営協議会委員**として、一定の権限と責任をもって学校運営に参画することで、**生徒指導上の様々な課題に対して緊密な情報共有やタイムリーな対応が可能**。
- ◆ 地域学校協働活動推進員としての人脈を生かし、**不登校傾向の児童と一緒に登下校する地域ボランティアをコーディネート**。

成果・効果

- ◆ 地域ぐるみで支援を行うことで、**児童が中学校に進学した後も切れ目のない支援が可能に**。
- ◆ 地域の方々は児童と幼少期から関係を築いているため、**小さな異変も見逃さず、不登校の未然防止にも役立っている**。
- ◆ 保護者が悩んだ際に、学校(教員)以外にも相談相手ができ、一人で悩みを抱え込むことが減少した。

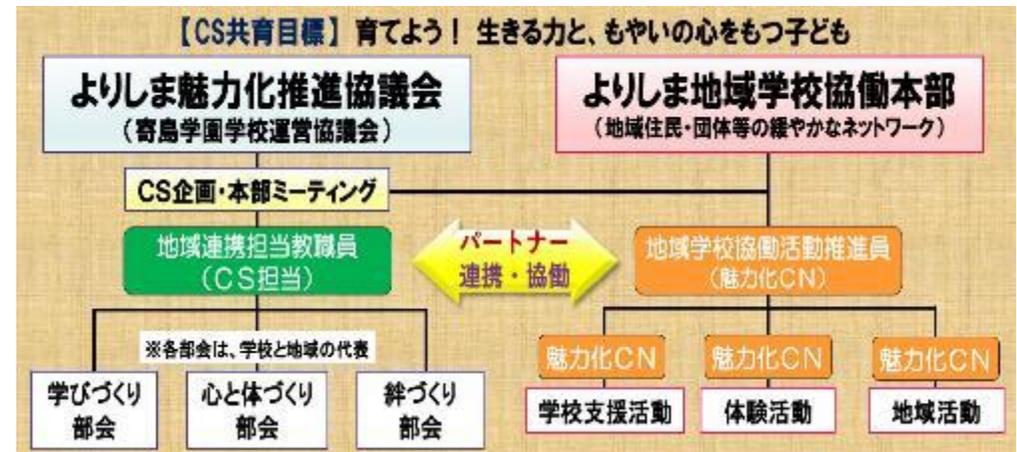


保護者の声

地域の方を頼ることに最初はためらいがありましたが、日頃から温かいお声をかけてくださるので、今では信頼しています。地域の支援のおかげで子供の様子に変化が見られ、感謝しています。

学校運営協議会

<組織図>



<委員構成>

- ・ **主任児童委員** (地域学校協働活動推進員)
- ・ 一般財団法人代表 (元地域おこし協力隊員)
- ・ 漁業組合代表
- ・ 自然保護団体会長
- ・ 元中学校長
- ・ 町文化協会代表
- ・ 岡山大学大学院教授
- ・ PTA役員
- 等



主任児童委員が学校運営協議会の熟議に参加することで、学校では見られない児童の様子や課題について意見交換が可能となっている。



管理職の声

不登校の問題は、機微な情報を含むため適切な対応に苦慮します。守秘義務が課せられている学校運営協議会委員なら安心して地域と連携・協働した対応について協議できます。

特定のテーマに重点を置いたコミュニティ・スクールの導入事例（熊本県）

熊本県では、熊本地震の経験を踏まえ、災害時の対応が円滑に進むよう、県立高校に「防災」に重点を置いたCSを導入し、地域と学校の連携・協働を進め、地元自治体（市町村）との避難所指定の協定締結を進めるとともに、地元住民との合同防災訓練など、地域と一体となった取組を実施。現在は全ての県立高校で防災に限らず、実情に応じた多様な取組が進められている。

背景・取組概要

熊本県では、平成28年(2016年)4月の熊本地震において、市町村との避難所指定の協定の有無に関わらず、多くの県立高校が避難場所となり、

- ・ 避難所運営に係る体制（教職員の役割など）が明確に整備されていない
- ・ トイレや空調などの設備や備蓄品などが不足

などの課題に直面した経験から、**地域と一体となった防災体制の構築**に向けて、「**防災**」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入

工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会の委員に、**関係機関職員や自治体職員など防災の専門家**を任命
- ◆ 学校運営協議会の**承認事項に、防災教育や県立高校を中心とした地域防災に関する事項を追加**することで、学校運営協議会を活用して、関係者が**学校だけでなく地域全体の防災の課題などを共有**



特徴的な活動

- ◆ **専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニュアル**の策定
- ◆ 地元**市町村との避難所指定の協定締結**
- ◆ **学校と地域の合同防災訓練**や**避難所運営シミュレーション**等の実施



関係者の声

(学校)「地域と合同で防災訓練を実施することで、生徒及び教職員の意識が高まった。」

(地域)「高校生が地域を学び、地域と関わることで、地域への愛着心や防災への認識も深まる。」

(生徒)「災害が起きた時に、私たち高校生が地域の方々を助けられるように取り組んでいきたい。」

- ◆ CS導入状況（県立高校）
H28: 2校 → H29: 50校（100%）
- ◆ 避難所指定の協定締結数
42校（R6年1月時点）

【事例】専門高校におけるCSを活用した産学官の連携（広島県立庄原実業高校）

広島県立庄原実業高校は、学校運営協議会やコンソーシアムの仕組みを活用し、産学官が連携・協働した教育課程の実施などの地域と産業界、専門高校が一体となった取組を進めることで、地域の未来創造に貢献できる人材を育成している

取組概要

- ◆ コミュニティ・スクールの取組をきっかけとして「庄原ひとづくりコンソーシアム」を結成し、産学官が連携して、地域の持続的な成長を牽引する最先端の農業人材（スマート農業等の担い手）の育成に向けた取組を進めている

工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会の委員と地域の産学官の関係者たちが対話を重ねながら活動することで、関係者全員で目標・課題の共有が可能
- ◆ 産学官との協働研究の成果について生徒たちが委員に発表することで、学校運営協議会における効果的な改善策の議論につながっている

特徴的な取組

- ◆ 学校運営協議会での協議をもとに、以下の助言や援助を実施
 - ・ 科目「課題研究」に係る生徒への指導・助言、学習成果発表会での審査
 - ・ 最先端の農業技術習得のための実習に係る講師選定・講師との連携
- ⇒産学官と連携・協働した最先端の農業教育（スマート農業等）を実現

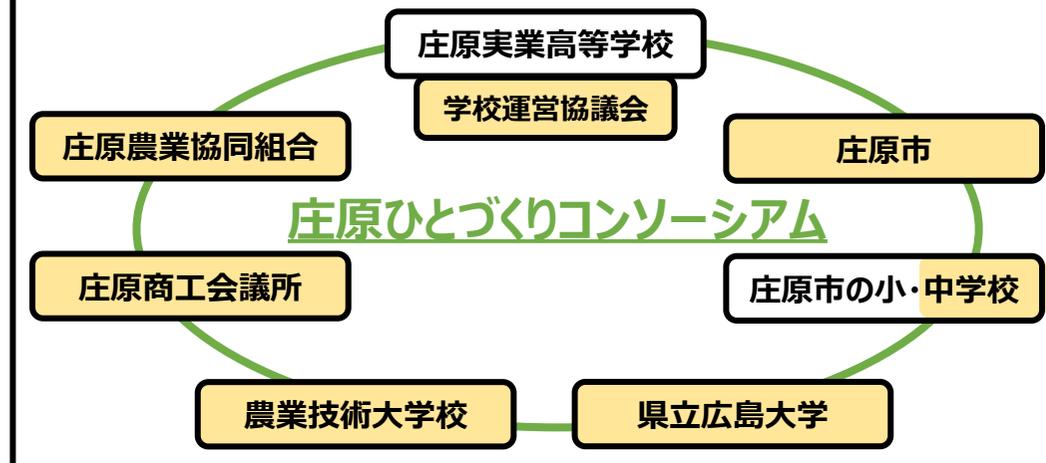
成果・効果

- ◆ 現在学んでいる学校・学科に進んだことを大変よかったと思っている生徒の割合
庄原実業高校：83.7%（回答対象高等学校の平均値43.1%）
- ◆ 地域に関する学習や体験活動を行うことで、地域の良さに気づくことができた生徒の割合
庄原実業高校：85.4%（回答対象高等学校の平均値78.6%）

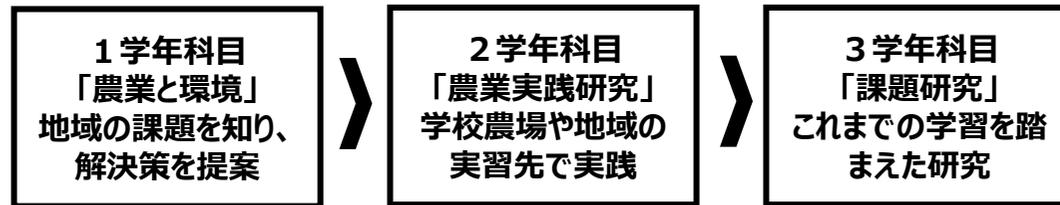
産学官の連携体制

学校運営協議会での協議内容、学校や地域の目標・課題を「庄原ひとづくりコンソーシアム」と共有することで、産学官が連携・協働した教育課程を計画的・体系的に実施

：学校運営協議会にも参画



体系的な教育カリキュラムの実施



茨城県牛久市立の小中学校では、学校運営協議会委員が授業研究に参画することで、学校教育に対する理解を深め、教育課程を通して子供たちに身に付けさせたい資質・能力を熟議することにより、「社会に開かれた教育課程」を実現している。

取組に至った背景

- ◆牛久市では、コミュニティ・スクールを導入するも、**地域が具体的に何をすればよいか、学校・地域ともにイメージを持っていないことが課題**だった。
- ◆児童生徒の実態や教師の多忙さを地域の方に説明しても、十分な理解が得られなかった。

特徴的な取組

- ◆校内授業研究会などの機会に**協議会委員が授業を参観**し、授業参観後には**協議会委員が教師と共に授業を振り返る研究協議**を設けることで、指導法の意図や子供の実態についての共通理解を図る。
 - ➔授業内における子供同士の関わり合い方や、ノートの記載内容等について、**教師と違った視点を含めた研究協議は、学校にとって貴重な機会。**
- ◆学校運営協議会において、学校の教育目標と地域の課題解決を柱とした熟議により、**教育課程の検討**を行う。
- ◆子供に育てるべき資質・能力や地域の課題について、学校と地域が相互に理解した上で、様々な**地域学校協働活動**を展開。
 - ➔**子供の学びと地域課題の解決の両立**を目指した取組となった。
- ◆一部の協議会では、**卒業生（大学生）が委員として参画**。
 - ➔**若者の視点を取り入れたことで熟議の活性化**につながった。

成果・効果

- ◆地域住民の学校教育に対する理解が深まったことで、学校の現状や課題を踏まえた議論が可能となり、**「社会に開かれた教育課程」を実現**。
 - ➔**子供の学びが地域の活性化につながる「学校を核とした地域づくり」へ。**
- ◆授業づくりのサイクルに協議会委員も参加し、**教師の授業力向上に貢献**。
 - ➔質の高い学びにつながり、**子供たちの学力向上にも寄与**。

牛久南中学校での実践



協議会委員が校内研究授業に参画することで、子供たちの学びの実態について理解を深める。



授業のねらいや子供たちの様子について学校と地域が共通理解した上で、子供たちに身に付けさせたい資質・能力や地域学校協働活動の在り方等について熟議。



熟議の結果を踏まえ、子供たちが地域住民と一緒に地域の活性化に向けて取り組む内容を、総合的な学習の時間の探究課題に設定し、単元を計画。



地域の思いや願いに触れた子供たちは、主体的に地域活性化に寄与する様々な取組を実践。地域に貢献することによって味わうことのできるやりがいや喜びを学んだ。

市内校長の声

- 学校と地域の連携・協働が進むにつれて、**地域の方を講師とした授業が、講義形式から課題解決型に変容**するなど、**子供たちの学び方が変わって**いきました。
- 植物栽培の技術指導や、教材としての企業関係資料の提供など、**地域の方が授業づくりに協力して**くださることで**子供たちの学びの質が高ま**っています。

【事例】CSによる「社会に開かれた教育課程」の実現（山口県萩市）

コミュニティ・スクールを基盤とした萩大島ならではの小中一貫教育の推進（山口県萩市立大島小中学校）

学校が小中一貫教育校としてスタートするにあたり、9年間の系統性・連続性を強化した「萩大島地域のひと、もの、こと」を生かした実効性のある学校・地域連携カリキュラムを、コミュニティ・スクールを基盤に児童生徒を中心に、教職員・保護者・地域住民（学校運営協議会委員）が一体となって開発した。

学校・地域連携カリキュラムで児童生徒に身に付けさせたい資質能力を学校運営協議会、保護者懇談会、学校だよりや“コミスク通信”等で共有する。

学校運営協議会では、カリキュラム作成の土台となる萩大島の強みと課題を洗い出すSWOT分析（環境分析）や、強みを生かした学習内容の抽出まで、児童生徒、教職員、保護者、地域住民（学校運営協議会委員）が一体となって熟議を行った。



地域のSWOT分析の様子



生徒がカリキュラム編成に参加

【萩市立大島小中学校 学校運営協議会】

- 委員数：14名 ○年間開催日数：5回（教職員も含む）（+ 参観日等案内）
- 構成員：
 - 町内会長1、婦人会長1、主任児童委員1、
 - 社会福祉協議会長1、公民館長1、
 - 教職員5、保育園長1、小中PTA会長2、
 - 萩市役所大島出張所長1（令和元年度実績）

9年間の全教育課程をキャリア教育の視点から捉え直し「萩大島の未来を創る人材を育てる」ことを目標に掲げた「萩大島ふるさと創造科」を構想した。



伝承チームが作成したPRポスター

平成30年度に作成を始めた「学校・地域連携カリキュラム」。日頃の授業や行事において、地域との連携を図ってきた学習内容や地域の方々と共に学ぶことが、児童生徒にとってより大きな教育効果に繋がる学習内容を、児童生徒、教職員、保護者や地域の方々で一覧表に整理して、実践を重ねています。

- 例1) 道徳の授業に地域住民が参加し、児童生徒と共に考え、議論する学習
- 例2) 中学校の技術・家庭科（技術科）の物づくりの授業で、地域の建築士が講師として指導

ふるさと大島学習～萩大島魅力化プロジェクト～

【身につける力】主体性・関わる力・粘り強さ



考察

- 児童生徒が、カリキュラムの構想段階から関わることで、学習への主体性が醸成され、学びに向かう一人ひとりの意志が引き出される。
- 学校と地域が連携して行う教育活動のためのカリキュラムには、児童生徒への「保護者や地域の願い」が込められている。
- そのカリキュラムで目指すべきゴール（児童生徒の姿）を明確にし、児童生徒、教職員、保護者、地域で共有することが大きな成果に繋がる。
- 地域に接し、地域に育まれる経験は、児童生徒に地域に対する愛着と誇りを醸成し、自分たちの手で地域の魅力を創る行動（志）を引き出す。
- コミュニティ・スクールの機能を生かしたカリキュラム編成の過程そのものが「教育課程を社会に開くこと」になる。

岡山県浅口市では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を活用し、育てたい子供の姿や学校・家庭・地域の課題を共有したうえで、**学校業務の棚卸し**に取り組むとともに、学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働を進め、**教職員の意識改革や教育の質の向上**など、**学校の働き方改革を推進**

方針・目標の設定

鴨方東小学校

業務改善

- 業務内容の棚卸し
- コミュニティ・スクールの設置
- 校務分掌の新体制化 など

時間改善

- 時間管理のカエル5
- 職員会議・終礼改善
- 勤務時間の記録 など

環境改善

- 職員室の機能的なレイアウト
- 人間関係・同僚性の構築 など

寄島小学校

チームによる対応

- チームリーダー教員を中心に取組を企画・検討し、学校運営協議会を活用して、評価・改善を推進

取組の実践（コミュニティ・スクールと地域学校協働活動）

① 業務内容の棚卸し

- ▶ **コミュニティ・スクールの導入により、保護者や地域と協議し、共通理解のもとで業務の見直しを進めることが可能に**

(例) 教職員、保護者、地域住民で熟議を実施。参加者が共通理解した上で、業務の廃止・簡略化を検討
→ できる改善から速やかに着手



熟議の様子

② 教育活動の再整理・再認識

- ▶ **熟議の過程で、教員自身が教育活動の目的や必要性を再整理・再認識し、業務の見直しや意識改革につながる**

(例) 見直し：一律の家庭訪問を廃止し、希望懇談制に変更
充実：教職員チームによる地域の危険箇所等のパトロールを強化

③ 地域と連携・協働した活動の実践

- ▶ **保護者や地域との共通理解・信頼関係のもと、地域学校協働活動を実施することで、教育の質の向上、教員の負担軽減に**

(例) コーディネーターの一人（主任児童委員）が、不登校児童に対して地域の立場からサポート
→ 担任の業務負担と負担感が大幅に軽減

「学校運営協議会の協議・決定は、**保護者や地域のお墨付きのようなもの。より積極的な改善も可能**となる。実際に、改善実践後に保護者や地域からの後ろ向きな意見はほぼなかった」（校長）

「困ったときに、**地域に気軽に相談できる。こんなありがたいことはない**」（教頭）

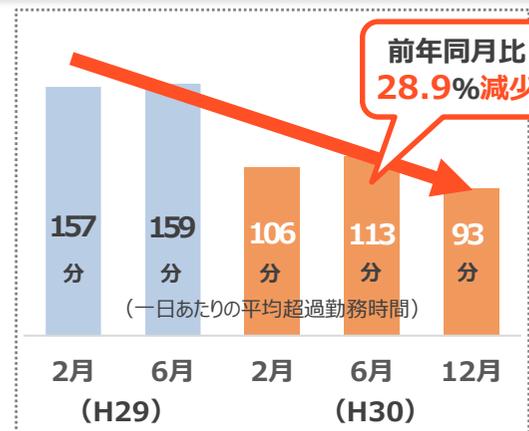
働き方改革への効果

業務の精選や教職員の意識改革に効果

教職員アンケートの項目	割合 (%)
退校時刻面で効果があった	88.8
働き方に関する意識が変わった	88.8
タイムマネジメント面で効果があった	86.3
業務や会議が減った	81.3
授業準備・学力向上に関わる時間が増えた	77.5
精神的にゆとりができた	72.5

（鴨方東小学校資料より作成）

教員の一日あたりの**超過勤務時間が減少**

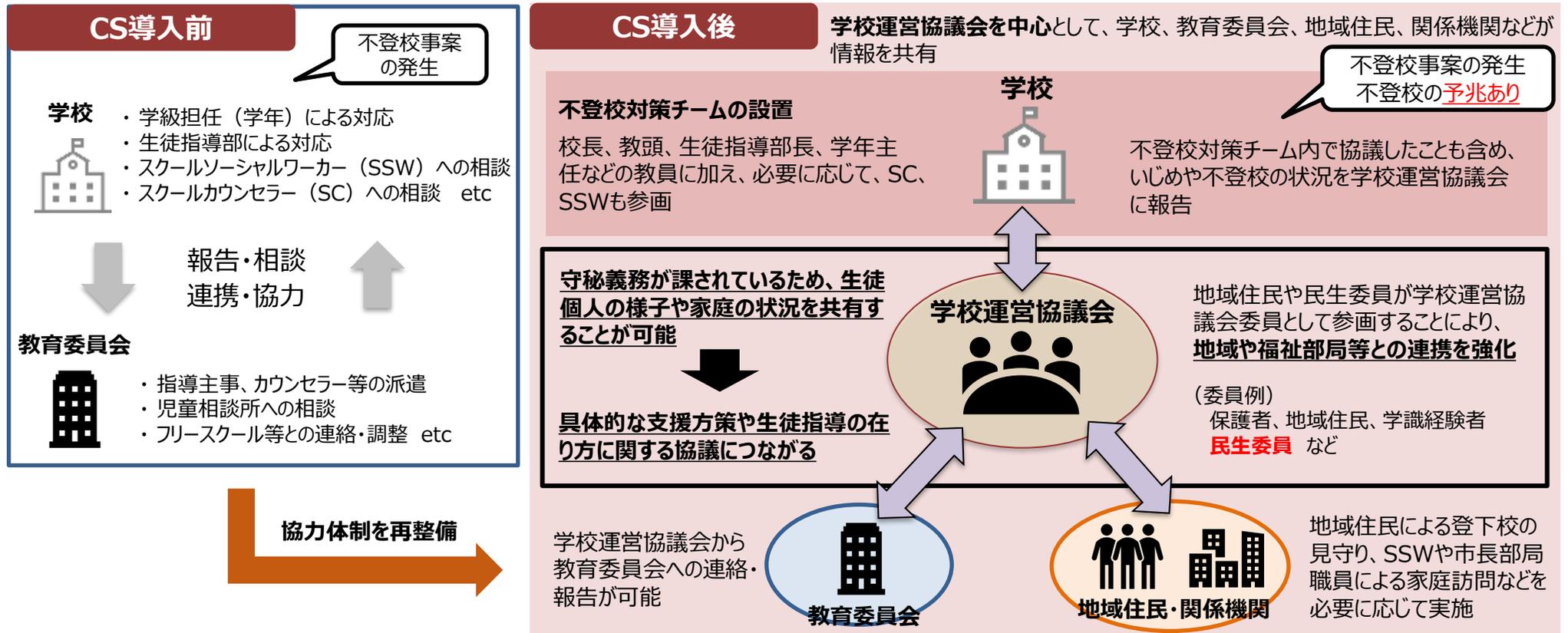


（鴨方東小学校資料より作成）

事例

CSを活用した不登校対策の取組（北海道登別市）

北海道登別市では、コミュニティ・スクールの導入を契機に、保護者・地域住民等を含めたチームとして不登校対策に着手。学校運営協議会の組織を生かし、多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働により、新たな不登校の発生を抑えることができています。



登別市の不登校児童・生徒数の推移

CS導入後、5年間で約3割減少

	CS導入前			CS導入後				
	H23	H24	H25	H26	H27	R28	R29	H30
小学校（人）	6	7	8	5	4	1	2	1
中学校（人）	30	26	25	23	22	18	19	21
合計（人）	36	33	33	28	26	19	21	22

成果・ポイント

- ・学校運営協議会で個人名を出して報告することにより、**当該児童生徒やその家庭と関わりがある委員から新たな情報を得たことで、教職員が即時かつ適切に保護者に関わったり、支援策を講じたりすることができた**
- ・また、学校運営協議会委員からは「当該児童生徒の家庭と関わる機会があれば、情報を提供する」「町内会行事や登下校時に児童生徒の様子を観察する」などの申し出もあり、**学校と地域住民等がチームとして不登校対策に取り組む体制を構築することができた**

【事例】町ぐるみで若者の地元定着を図るCSの取組（鳥取県南部町）

鳥取県南部町では、学校運営協議会を全ての中学校区に設置し、学校・家庭・地域が育てたい子供像や目指すべき教育のビジョンを共有。「地域とともに歩む学校づくり」により、町ぐるみで若者の地元定着を図っている。

背景・取組概要

- ◆子供たちが地域と関わる機会や、ふるさとを知り学ぶ機会の減少、若者の転出者の増加などに課題。
- ➔地域の協力のもと、郷土の自然や歴史・文化を学ぶカリキュラム「まち未来科」を生活科・総合的な学習の時間に設定。子供たちがふるさに愛着をもち、未来を生き抜く力の育成を目指す。

工夫・ポイント

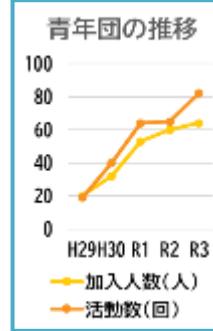
- ◆年長から中学3年までの10年間を通して、各校区の特徴を活かした一貫したカリキュラムを設定し、学年ごとの目標・テーマに沿った体系的な学びを実現。
- ◆中学校区の学校運営協議会の下部組織として、各学校別に「CS委員会」を設置し、子供や学校の実態に即した熟議や活動を実施。

特徴的な取組

- ◆地域の方を講師とした「特産物」や「伝統文化」の授業を実施。
- ➔子供が楽しみながら文化を継承し、高齢者の生きがいにも寄与。
- ◆夏祭りやバザー等の地区行事で子供たちが活躍できる場を作る。
- ➔地域での良い思い出を作ること、郷土愛を育む。

成果・効果

- ◆地域の子供を地域全体で育てる意識の醸成。
- ➔地域学校協働活動に高校生や帰省した大学生も参加。
- ◆地域について学び、地域の中で育ってきた子供たちが、中学校卒業後も継続して地域とつながる仕組みとして、高校生サークルや青年団を組織。
- ➔地域の担い手、地域を盛り上げる人材としての活躍に期待。



町議会議員と意見交換する青年団と高校生サークル



多世代が多目的に交流できる町立施設「キナルなんぶ」

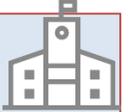
10年間一貫したカリキュラム「まち未来科」



「まち未来科」各学年の目標

学年	ふるさと愛着力	将来設計力	社会参画力	人間関係調整力
1	ふるさとを愛する心を育て、ふるさとを誇れるようになる。	将来の夢や希望を語り、目標を設定する。	地域の人々と関わり、地域を愛する心を育てる。	友達と協力して課題を解決する力を育てる。
2	ふるさとを愛する心を育て、ふるさとを誇れるようになる。	将来の夢や希望を語り、目標を設定する。	地域の人々と関わり、地域を愛する心を育てる。	友達と協力して課題を解決する力を育てる。
3	ふるさとを愛する心を育て、ふるさとを誇れるようになる。	将来の夢や希望を語り、目標を設定する。	地域の人々と関わり、地域を愛する心を育てる。	友達と協力して課題を解決する力を育てる。
4	ふるさとを愛する心を育て、ふるさとを誇れるようになる。	将来の夢や希望を語り、目標を設定する。	地域の人々と関わり、地域を愛する心を育てる。	友達と協力して課題を解決する力を育てる。
5	ふるさとを愛する心を育て、ふるさとを誇れるようになる。	将来の夢や希望を語り、目標を設定する。	地域の人々と関わり、地域を愛する心を育てる。	友達と協力して課題を解決する力を育てる。
6	ふるさとを愛する心を育て、ふるさとを誇れるようになる。	将来の夢や希望を語り、目標を設定する。	地域の人々と関わり、地域を愛する心を育てる。	友達と協力して課題を解決する力を育てる。

身につけてほしい4つの力 × 各学年の目標
育みたい力、学年ごとの目標・テーマを設定。
子供や地域とねらいを共有し、取組に見通しを持たせる。



まち未来会議

中学3年時に学びの集大成として、南部町のよさや課題に目を向け、町が抱える課題を解決し、さらに魅力的な町づくりを図るといふねらいのもと、地域の様々な立場の人と語り合う「まち未来会議」を開催。



特定のテーマに重点を置いたコミュニティ・スクールの導入事例（熊本県）

熊本県では、熊本地震の経験を踏まえ、災害時の対応が円滑に進むよう、県立高校に「防災」に重点を置いたCSを導入し、地域と学校の連携・協働を進め、地元自治体（市町村）との避難所指定の協定締結を進めるとともに、地元住民との合同防災訓練など、地域と一体となった取組を実施。現在は全ての県立高校で防災に限らず、実情に応じた多様な取組が進められている。

背景・取組概要

熊本県では、平成28年(2016年)4月の熊本地震において、市町村との避難所指定の協定の有無に関わらず、多くの県立高校が避難場所となり、

- ・ 避難所運営に係る体制（教職員の役割など）が明確に整備されていない
- ・ トイレや空調などの設備や備蓄品などが不足

などの課題に直面した経験から、**地域と一体となった防災体制の構築**に向けて、「**防災**」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入

工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会の委員に、**関係機関職員や自治体職員など防災の専門家**を任命
- ◆ 学校運営協議会の**承認事項に、防災教育や県立高校を中心とした地域防災に関する事項を追加**することで、学校運営協議会を活用して、関係者が**学校だけでなく地域全体の防災の課題などを共有**



©2010熊本県くまモン

特徴的な活動

- ◆ **専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニュアル**の策定
- ◆ 地元**市町村との避難所指定の協定締結**
- ◆ **学校と地域の合同防災訓練**や**避難所運営シミュレーション**等の実施



関係者の声

- (学校)「地域と合同で防災訓練を実施することで、生徒及び教職員の意識が高まった。」
(地域)「高校生が地域を学び、地域と関わることで、地域への愛着心や防災への認識も深まる。」
(生徒)「災害が起きた時に、私たち高校生が地域の方々を助けられるように取り組んでいきたい。」

- ◆ CS導入状況（県立高校）
H28: 2校 → H29: 50校（100%）
- ◆ 避難所指定の協定締結数
42校（R6年1月時点）

【事例】CSによる通学路の安全確保（高崎市立京ヶ島小学校）

きょうがしま

群馬県高崎市立京ヶ島小学校では、児童・保護者・地域住民が共に通学路を歩いて安全点検を行い、結果を踏まえて学校運営協議会において安全対策について熟議し対策を講じるなど、学校と地域が協力して安心・安全な街づくりを行っている。

背景・取組概要

- ◆高崎市立京ヶ島小学校は、幹線道路沿いに位置しており、子供たちの登下校時の安全確保は地域の最重要課題の一つであるものの、長年にわたって安全パトロールを担ってくれている地元ボランティアの後継者不足や近年の交通量増加に伴う危険性の増加という課題に直面。
- ◆学校運営協議会に設けた3部会の一つである「防災・安全・環境部会」において、子供たちの安全確保について熟議を実施。様々な視点で通学路における危険箇所の洗い出しと改善策の検討を行うなど、地域と学校が課題の解決に向けて協力。

工夫・ポイント

- ◆学校のホームページを活用し、コミュニティ・スクールの目標や学校の実情を地域に向けて情報発信することで、目指す姿を共有。
- ◆幅広い人材を学校運営協議会の委員として任命するとともに、区長や行政経験者、新旧PTA役員等が地域コーディネーターとして活躍。

特徴的な取組

- ◆地域学校協働活動として、児童と保護者が地域住民と共に通学路を歩き、多くの視点で安全点検を実施。
- ◆点検の結果を踏まえて熟議を行い、日頃から見守り活動に従事しているボランティアの意見も取り入れ、「京ヶ島小安全マップ」を毎年更新。

成果・効果

- ◆学校運営協議会を通して行政への働きかけがスムーズに行われ、通学路の危険箇所に安全ポールや防護柵が設置された。
- ◆児童にとって安心・安全な通学路づくりを地域と学校の枠を超えて追求することが、地区全体の安心・安全な街づくりへとつながった。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組

学校運営協議会		情報共有・連携	地域学校協働活動	
部会名	主な協議内容			
学校運営	○学校運営の基本方針 ○学校評価の内容検討 ○学校評価結果の課題対策等		情報共有・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路点検、見守り活動 ・地域と合同避難訓練 ・子供を守る家・守る店 ・放課後学習 ・総合的な学習の時間の支援 ・読書活動につながる読み聞かせボランティア
防災安全環境	○児童の登下校の様子 ○通学路の交通安全 ○いじめの対応 ○学校・地域における生徒指導			
学習支援	○教育課程の検討 ○学校行事・体育的行事 ○学年活動の在り方			

京ヶ島小安全マップの作成

- ◆学校運営協議会で安全について熟議
⇒地域の避難場所や避難協力店を記載
⇒保護者の登下校見守りの際に活用
- ◆地域全体で事故や犯罪の未然防止



学校運営協議会の様子
危険箇所を熟議し、具体的な安全策について現地でも議論



地域学校協働活動の様子
児童、保護者、地域住民と一緒に歩き、安全点検を実施

【事例】CSによる通学路の見守り活動（市川市立菅野小学校）

千葉県市川市立菅野小学校では、学校運営協議会で地域での児童の様子や危険箇所についての情報交換や、安全教育の充実についての協議を行い、学校・家庭・地域が協働して児童生徒の安全な通学を保障するための取組を実施している。

背景・取組概要

- ◆市川市立菅野小学校は、学区に幹線道路が延線・開通したことに伴い交通量の大幅な増加や大型車両の日常的な通行が見られるようになり、**学校・家庭・地域が協働して児童生徒の安全な通学を保障することが必要に。**
- ◆**学校運営協議会において、児童の様子や危険箇所についての情報交換**を行うことで、登下校の見守り方法や効果について共通理解を図るとともに、**地域学校協働活動として、地域住民が登下校の見守り活動を実施。**

工夫・ポイント

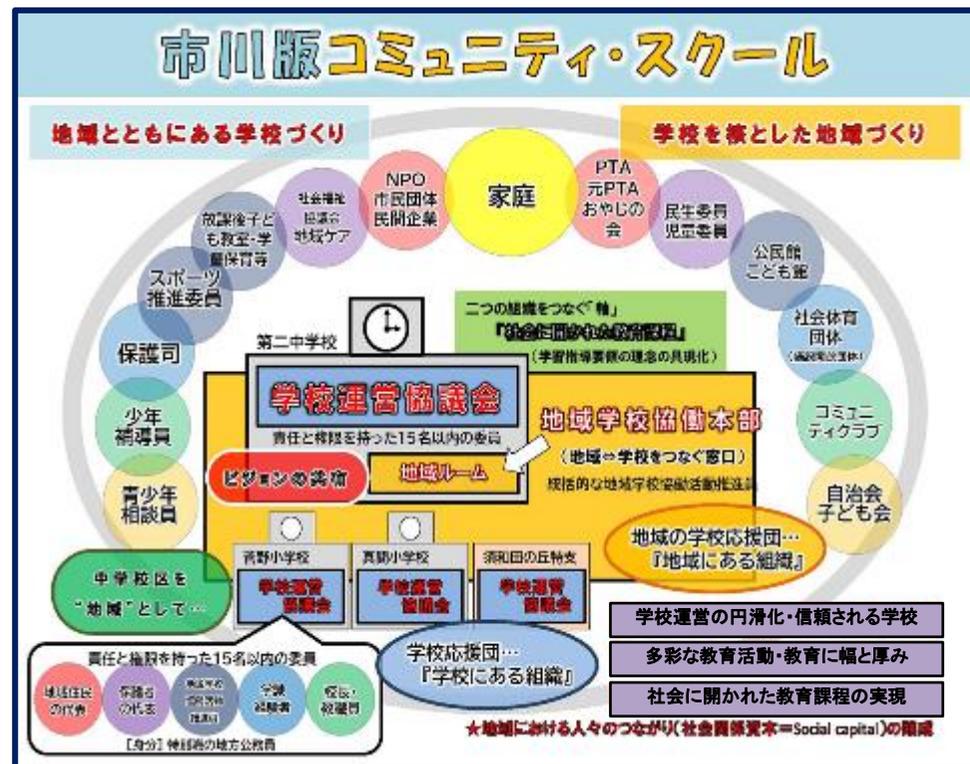
- ◆地域学校協働活動推進員が学校運営協議会委員を兼ねることで学校の課題を把握し、**地域ネットワークを活用して学校の課題解決に向けて取り組む。**
- ◆**中学校ブロックとして地域学校協働活動推進員や各校の管理職が活動状況を報告し合う機会を定期的に設け、中学校ブロックを一つの地域として子供を育てる雰囲気**を醸成。

特徴的な取組

- ◆交通量の多い時間帯を中心に危険箇所立つ地域人材（見守り活動の担い手）の**シフト表を推進員が作成・配付**。併せて、**コミュニティマップを作成**して危険箇所を周知、地域での見守りを啓発。
- ◆「登下校見守り活動ハンドブック」（文科省作成）を学校運営協議会で配付し、共通理解を促進。

成果・効果

- ◆児童の登下校見守りを通じて、**新たな地域のネットワークが構築**された。
- ◆学校、家庭、地域が役割分担をすることで、自分たちでより良い地域づくりを行おうとする**当事者意識の高まり**がみられた。
- ◆登下校の見守りについて、地域で**継続的な仕組みづくり**ができた。



学校運営協議会において、危険箇所等の情報交換を実施



交通量の多い登下校時間帯を中心に危険箇所に立ち見守る様子

【事例】特別支援学校におけるCSと地域学校協働活動の一体的推進（千葉県立飯高特別支援学校）

飯高特別支援学校では、児童生徒の自己肯定感の向上とともに地域の活性化を図るため、コミュニティ・スクールの機能を生かし、地域の方との関わりを中心とした教育活動を展開している。

学校運営協議会の体制

3部会に分かれて熟議

全体会



学校運営部会

学校支援部会

地域連携部会

地域学校協働活動

学校運営協議会で地域課題について熟議し、解決のための取組として様々な地域学校協働活動を展開。
地域の協力者を「飯高学び応援隊」として位置づけ、応援隊の方々と児童生徒との活動内容やその周知方法についても学校運営協議会で熟議。



飯高地区自主防災会と連携して実施した避難所開設訓練



学校運営協議会委員も合同で参加する地域の美化・清掃活動

各会の協議内容

全体会

- 学校経営方針の承認
- 施設整備の充実
- 教職員の任用への意見
- 学校関係者評価の実施
- 地域防災活動

学校運営部会

- 地域広報活動
- 飯高学び応援隊

学校支援部会

- センター的機能の充実（就学・進路）
- 高齢者福祉活動

地域連携部会

- 交流及び共同学習の推進（小・中・高）
- 学校行事の活性化 ○地域美化活動

Pick up

「飯高を世界に広げよう大作戦」

匠瑤市の市民提案型事業に高等部の生徒が応募し、採択された取組。
地域住民と交流を深めつつ、地域の名所や地域が抱える課題の解決に向けた活動の様子についてSNS等を通して世界に発信するとともに地域住民と協働して環境美化の看板を作成・設置。



飯高特別支援学校のSNSリンク二次元コード

取組の成果・効果

子供	地域の大人との学びの中で、認められたり、頼られたりすることを通して、 自己有用感や自己肯定感の高まり が見られた。
学校	地域と目標を共有して教育活動に取り組むことで 理解や協力が得られ、教育の質が向上し、教員のモチベーションアップ につながった。
地域	学校や児童生徒への 理解が深まる と同時に、 共生社会への意識が高まった 。地域の課題に対する改善も見られた。

学校教育目標を実現するために適した方々を人選

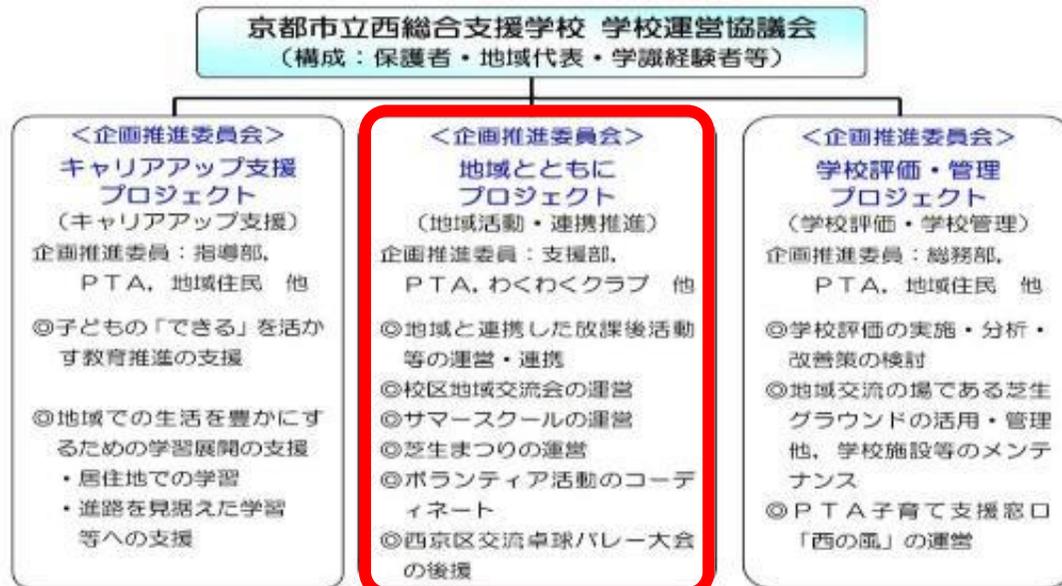
学校運営協議会委員

- 会長：福祉施設代表
委員：学識経験者 匠瑤市教育委員会 飯高地区代表
近隣学校長（小・中・高） 福祉関係者
就労施設関係者 保護者代表 校長

特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの取組事例（京都市立西総合支援学校）

特別支援学校におけるコミュニティ（地域）とは

京都市立西総合支援学校では、コミュニティを、「学校がある地域と子供たちが暮らしている地域の人々の集い(ローカルコミュニティ)」と、「校区に限らず、障害のある人たちが住みやすい街づくりを目指す人々の集い(テーマコミュニティ)」の2つであると捉え、障害のある子供たちが積極的に参加・貢献していくことができる「共生社会」の実現を目指して、「連携・協働」と「双方向の援助」による**市民ぐるみ・地域ぐるみの学校づくり**を行っている。



コミュニティ・スクールの取組の成果（一部）

- ◆ **学校にとって**
特別支援学校のことを地域に知ってもらうことで**地域が学習の場となった。**
- ◆ **保護者にとって**
地域の方や学識者、福祉関係者にも相談できる場があり、**自分たちの応援団ができたようで心強い。**
- ◆ **地域住民にとって**
学校の教育方針や取組がよくわかり、ボランティアとして協力しやすくなった。
- ◆ **子供たちにとって**
子供たちの障害を理解していただき、住みやすい地域づくりの着実な第一歩となっている。

学校にとっての2つのコミュニティ

- ① 学校がある地域と子供たちが暮らしている地域の人々の集い



- ② 校区に限らず、障害のある人たちが住みやすい街づくりを目指す人々の集い

小・中学校の学校運営協議会との連携

企画・運営

学校で開催

- 校区地域交流会の運営
- サマースクールの運営
- 芝生まつりの運営
- 啓発リーフレットの作成
- ボランティア養成講座

居住地で開催

- わくわくクラブの運営
- 光華子ども遊び隊への協力
- にこにこクラブの運営



芝生まつり

※本校が、障害のある人と地域住民の方々との交流の拠点となることを目指して開催



わくわくクラブ

※居住地の小学校の教室等を借りて様々な放課後の活動を実施

コミュニティ・スクールのこれまでの主な経緯

教育改革国民会議報告（平成12年12月）

新しいタイプの学校「コミュニティ・スクール」の設置の促進を提言

中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営のあり方について」（平成16年3月）

地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（地域運営学校）の在り方について、
・地域運営学校は、学校運営の在り方の選択肢を拡大する一つの手段として、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により設置
・保護者や地域住民の学校運営への参画を制度的に保障するため、保護者等を含めた学校運営に関する協議組織（学校運営協議会（コミュニティ・スクール））を設置 等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成16年6月改正、同年9月施行）

学校運営協議会制度創設

各教育委員会の判断により、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を可能とする

教育再生実行会議第六次提言（平成27年3月）

全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの必置について検討を進める

中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」（平成27年12月）

- ・地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することや、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備すること
- ・全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すことや、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくこと等が提言された

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法（平成29年3月改正、同年4月施行）

上記の中教審答申や「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月）を踏まえ、「地域と学校の連携・協働」を全国的に推進するため、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正により

- （地方教育行政の組織及び運営に関する法律）
- ・**学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を努力義務化**するとともに、**学校運営に必要な支援**についても協議することを規定（社会教育法）
- ・社会教育法に規定する活動であって、地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育てるために行うものを「**地域学校協働活動**」と定義
- ・教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、「**地域学校協働活動推進員**」の委嘱に関する規定を整備

教育基本法改正 （平成18年12月）

学校・家庭・地域の相互の連携・協力に関する条項（13条）の新設

第一期教育振興基本計画 （平成20年7月閣議決定）

期間：平成20年度～平成24年度
・コミュニティ・スクールの設置促進に取り組み
・「学校支援地域本部」などの取組を促し、広く全国の中学校区で、地域が学校を支援する仕組みづくりが実施されるよう促す

第二期教育振興基本計画 （平成25年6月閣議決定）

期間：平成25年度～平成29年度
・コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大
・全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築

第三期教育振興基本計画 （平成30年6月閣議決定）

期間：平成30年度～令和4年度
・全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入されることを目指す
・全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) (抄)

第四十七条の五

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該**学校の運営**及び**当該運営への必要な支援に関して協議する機関**として、**学校運営協議会を置くように努めなければならない**。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

改正事項	改正前	改正内容
① 学校運営協議会の設置を努力義務化	<ul style="list-style-type: none"> 協議会は各教育委員会が任意に設置するものとなっていたが、さらなる設置の促進が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 各教育委員会に対して、協議会の設置の努力義務を課すこととした（第1項関係）。
② 学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定されていたが、<u>地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく</u>必要性が高まっていた。 委員は、<u>地域住民や保護者一般のみ</u>が規定されていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会において、学校運営への必要な支援に関する協議も行うよう、役割を見直す（第1項関係）とともに、協議会は、協議の結果に関する情報を地域住民等に提供しよう努めることとした（第5項関係）。 地域学校協働活動推進員（※社教法に規定）等の学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加えることとした（第2項関係）。
③ 委員の任命に関する校長の意見申出を規定	<ul style="list-style-type: none"> 委員の任命について、校長の関与は特段規定がなかったが、<u>校長とともに責任感をもって学校運営に参画できる人材が必要</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員の任命に当たり、校長が意見申出を行えることとし（第3項関係）、校長がリーダーシップを発揮できる仕組みとした。
④ 任用に関する意見の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、<u>特段の規定がないこと</u>で、抵抗感が強かった。 	<ul style="list-style-type: none"> どのような事項について教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定めることとした（第7項関係）。
⑤ 複数校で一つの協議会を設置することを可能に	<ul style="list-style-type: none"> 学校ごとに協議会を設置することとされていたが、<u>学校間の円滑な接続を図れるようにすること</u>等が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育など、二以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができることとした（第1項関係）。

※ このほか、協議会の運営が適正を欠き、学校運営に支障をきたすときには、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることとした（第9項関係）ほか、協議会の在り方の見直しに関する検討規定を置いている（附則第5条関係）

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

第五条

市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条

都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

第九条の七

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 **地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。**

「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」について

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による地域とともにある学校づくりに向けて、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催し、取組の充実と全国的な普及を図る

R6年度予定

開催地	期日	会場等	主催
山梨県	7月13日（土）	山梨県立文学館・美術館 （WEB配信併用）	・文部科学省 ・山梨県教育委員会
金沢市	11月8日（金）	金沢市文化ホール （WEB配信併用）	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・金沢市教育委員会
文部科学省	2月28日（金）	文部科学省第1講堂（予定）	・文部科学省

R5年度実績

開催地	期日	会場等	テーマ	主催
茨城県	7月15日（土）	茨城県庁 （WEB配信併用）	これからのコミュニティ・スクール ～令和の日本型学校教育の実現に向けて～	・文部科学省 ・茨城県教育委員会
南部町 （鳥取県）	12月15日（金）	米子コンベンションセンター キナルなんぶ （WEB配信併用）	コミュニティ・スクール その先へ ～今こそ魅せる大人の本気～	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・鳥取県教育委員会 ・南部町教育委員会

R4年度実績

開催地	期日	会場等	テーマ	主催
兵庫県	6月11日（土）	神戸ポートオアシス （WEB配信併用）	正しく学ぶ これからのコミュニティ・スクール	文部科学省、兵庫県、兵庫県教育委員会、 全国コミュニティ・スクール連絡協議会
玖珠 （大分県）	10月29日 （土）	くすまちメルサンホール （WEB配信併用）	コミュニティ・スクールがつくる令和の学校	全国コミュニティ・スクール連絡協議会 文部科学省、大分県教育委員会、玖珠町 教育委員会
文部科学省	2月3日（金）	WEB配信のみ	大臣表彰の受賞取組の事例研究 （※同日午前大臣表彰を実施）	文部科学省

コミュニティ・スクールに関する詳細な情報や全国の事例等は、文部科学省のHPに掲載

文部科学省の専用ホームページ「**学校と地域でつくる学びの未来**」では、

- **コミュニティ・スクール**や**地域学校協働活動の関連情報**（各種法令、通知等を含む）
- 全国の**取組事例**（文部科学大臣表彰の被表彰事例など）
- 全国の企業や団体等の出前授業などの**教育プログラム**（「土曜学習応援団」）

など、行政・学校・地域の関係者ごとに、必要な情報を掲載しています



アクセスは、下記QRコードから



<https://manabi-mirai.mext.go.jp/> もしくは “**学び未来**” で検索